

# 大 槌 の 教 育

～学校・家庭・地域がチームで創る教育～



大 槌 町 教 育 委 員 会



## 目 次

I	大槌町教育大綱の策定にあたって	1
II	震災前からこれまでのあゆみ	3
III	大槌の教育の基本的な考え方	7
1	大槌町教育行政基本方針	7
2	大槌が目指す子どもの姿	7
3	大槌における教育の目標	7
4	大槌の教育の3つの柱	8
柱1	9年間を貫く「一貫教育」の推進	9
(1)	9年間を見据えた子どもの育ちの保障	9
(2)	子どもの資質・能力を高める一貫した学び方	9
(3)	つながりのある学びを実現するための ICT 教育について	10
(4)	一貫教育における「幼小中高の接続」の強化	12
(5)	大槌の小中一貫教育校	13
(6)	一貫性のある生徒指導による安心できる環境の構築と学年・学級経営の充実	13
(7)	チームでつくるこころのサポート	14
柱2	「ふるさと科」の充実	17
(1)	「ふるさと科」とは	17
(2)	「ふるさと科」の資質・能力育成の構造	17
(3)	「ふるさと科」の目標	18
(4)	「ふるさと科」の学習内容	20
(5)	「ふるさと科」各期で目指す姿	20
(6)	「ふるさと科」の具体的実践例	21
(7)	「ふるさと科」の評価	25
柱3	「チーム大槌」学校・家庭・地域で創るコミュニティ・スクール	27
(1)	大槌町のコミュニティ・スクールの特色	27
(2)	大槌町コミュニティ・スクール協議会とは	29
(3)	コミュニティ・スクール（CS）コーディネーターと井戸端会議室の役割	30
(4)	教育委員会の役割	31

## 資 料

大槌町子供の学び基本条例

大槌町いじめ防止基本方針

大槌町における部活動の在り方に関する方針

大槌町立小中学校及び義務教育学校における学校運営協議会に関する規則

# I 大槌町教育大綱の策定にあたって

## 大槌町教育大綱

### —みんなでつくる”教育の町「おおつち」”宣言—

#### はじめに

平成 27 年 4 月より「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が施行されました。これにより各地方公共団体の長は、その地域の実情に応じ、それぞれの自治体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めることとなり、大槌町では大槌町教育大綱（みんなでつくる”教育の町「おおつち」”宣言）を策定しました。

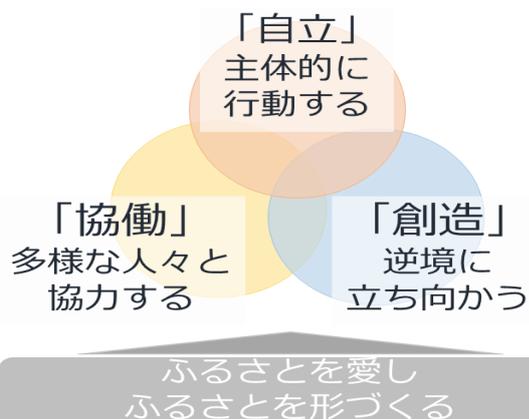
### みんなでつくる”教育の町「おおつち」”宣言

—大槌町教育大綱—（平成30年3月公示）

#### 大綱の理念

## 「学びがふるさとを育て ふるさとが学びを育てる町 おおつち」

#### 町民のあり方・目指す姿



#### 町民のあり方

##### ふるさとを愛し ふるさとを形づくる

—ふるさと大槌に愛着・誇りをもち、  
未来につなげるふるさとづくりを進んで行う

#### 目指す姿

##### 「自立」主体的に行動する

—自らの進む道や地域社会に起こる課題を  
ジブンゴトとして行動できる人

##### 「協働」多様な人々と協力する

—多様性を受け入れ、世代・地域・言語が異なる  
人と立場の違いを越えて協力できる人

##### 「創造」逆境に立ち向かう

—想定外のことや困難な状況でも乗り越えようと  
するしなやかな心や、助けを求めたり、体験から  
学びを得たりしようとする姿勢を持ち合わせる人

#### 基本方針：4つの柱

##### つなげる

生涯を通してつながる学び

- ・ 0歳から18歳を見通した  
幼保小中高・地域の一貫した教育の推進
- ・ 地域自らが主体となって行う、公民館活動の推進  
による世代を超えたつながりある地域づくりの実践

##### 広げる

地域へと広がる魅力的な学び

- ・ 地域を舞台とした魅力的な  
高等学校教育実現に向けた協働
- ・ 学校・家庭・地域・行政・子どもが  
一体となった学校運営の実践
- ・ 主体性のある豊かな学びを  
支える放課後学習の場の保障

##### ともし

町民の活動意欲や思いに火をともし

- ・ 多文化共生・姉妹都市交流の促進
- ・ スポーツ・芸術文化・読書等、  
生活を彩る町民活動の充実
- ・ 郷土固有の伝統文化、文化財に触れる機会の充実

##### 支える

学ぶ環境の整備

- ・ 安全・安心に学ぶことのできる環境の整備
- ・ 学びに関わる全ての人にとって  
働きがいがあり学び育つことのできる環境の整備
- ・ 生まれ育つ環境に左右されずに  
学ぶことのできる機会の保障

## 教育大綱の策定プロセス

大綱の策定にあたっては、のべ500人を超すみなさんから意見を頂き、大槌学園、吉里吉里学園、大槌高校の生徒代表も町長との懇談会という形で学びに対する思いを語ってもらいました。

### 教育大綱策定の道筋

#### 熟議でつくる教育大綱の策定

##### 総合教育会議

総合教育会議にて、首長・教育委員で教育大綱を決定みんなで作る“教育の町「おおつち」”宣言として、首長が宣言！H30年度から実現に向けて動き出していく



宣言  
する

##### テーマ分科会

幼保や県立学校なども交えながら、どんな町民にあふれる町にしたいかや、大槌の今後のあるべき教育について熟議を行った



場に  
集う

##### 大綱策定懇談会

テーマ分科会、大槌教育未来会議を受けてこれまでの思いを言葉に



言葉を  
紡ぐ

深める

##### 大槌教育未来会議

郷土芸能・部活動地区子ども会をテーマに地域の代表者と文部科学大臣補佐官の鈴木寛先生にご意見を頂き 深めていきました



テーマ分科会では高校や学園の教職員生徒や保護者、企業、地域、行政職員の方々など様々な方々から意見を頂きながら進め、大綱にはその意見を反映させました。



生徒熟議の様子



行政職員熟議の様子

教育に携わる多様な方々の意見からなる教育大綱を基に、子ども・家庭・学校・地域・行政が連携をとりながら、大槌町のこれからの教育を作っていきます。

## II 震災前からこれまでのあゆみ

### 1 震災前の大槌の各中学校区の様子

昭和50年代、大槌には小学校が7校（大槌、大槌北、安渡、赤浜、小槌、金沢、吉里吉里）、中学校が2校（大槌、吉里吉里）あり、児童・生徒数は現在の4倍近い3000人を超えていた時期もありました。

大槌中学校学区

- 文化・運動面で輝かしい成績を収める
- 子どもたちが体を動かす環境が整っていた
- 学校単位のPTA活動や地区活動が盛んに行われる
- 学力
- 不登校・問題行動
- 小・中の段差（中1ギャップ）

教師の指導が届かない（入らない）困難さ



町探検（大槌駅前）



大槌中学校 体育館での授業風景

吉里吉里中学校学区

- 学力調査等で県平均を超える結果を残していた
- 部活動が盛んで、地域の方々からの指導を受け輝かしい成績を収めていた
- 学校と地域が手を取り合って教育に取り組んでいた
- 人間関係の固定化
- 学力や集団の力が年によってばらつく



吉里吉里中学校3階から船越湾を望む



吉里吉里中学校 体育祭の陣地

## 2 震災後の大槌の小中学校の様子

### (1) 震災直後

住むところ、学ぶところを失う中、中学生が活躍しました。避難所での清掃、水くみ、物資の搬送など、自分たちができることを考えて、主体的に取り組みました。

その姿が、疲弊した大人たちに勇気と希望を与えました。



**「教育の空白は最小限にしなければならない！」**

### (2) 震災後、学校再開までの道のり

#### ① 学校再開までの障害

ライフラインの復旧の遅れ (電気・上下水道・電話)

学び舎の確保

教科書や制服・ジャージ、学用品の確保

交通手段の確保

給食の確保

#### ② 学校の再開

- ・ 始業式 H23年4月20日
- ・ 入学式 H23年4月25日

大槌小学校→陸中海岸青少年の家  
大槌北・安渡・赤浜小学校→吉里吉里小学校  
大槌中学校：1，2年→吉里吉里中学校  
3年→大槌高等学校



机がなくても勉強できる！



体育館をパーティーションで仕切って

③ 仮設校舎の建設



④ 仮設校舎での授業再開

H23年9月20日（火）

大槌小学校  
大槌北小学校  
安渡小学校  
赤浜小学校  
大槌中学校



小中あわせて740名と一緒に生活

⑤ 震災後の課題

■校舎の被災

小学校4校、中学校1校が被災

→学習の場がない→不安感

■生活環境の変化

→避難所や仮設住宅での生活

→生活ストレス等



吉里吉里学園中学部の校庭に建つ仮設住宅

仮設生活児童生徒 H25. 6 40%

要サポート児童生徒数 H25. 10 20%

★教育環境の復興

→安心して学べる新しい学校の建設

→9年間の継続性を持った心のケア

★学校だけでは解決できない課題解決への取組

→学校・家庭・地域住民の連携・協働でつくる教育

阪神・淡路

### (3) 子どもたちの様子



わたしたちの取組が地域の光に！ (H24.7 吉里吉里中学校 わたしたちにできるボランティア)



4校合同の学習発表会



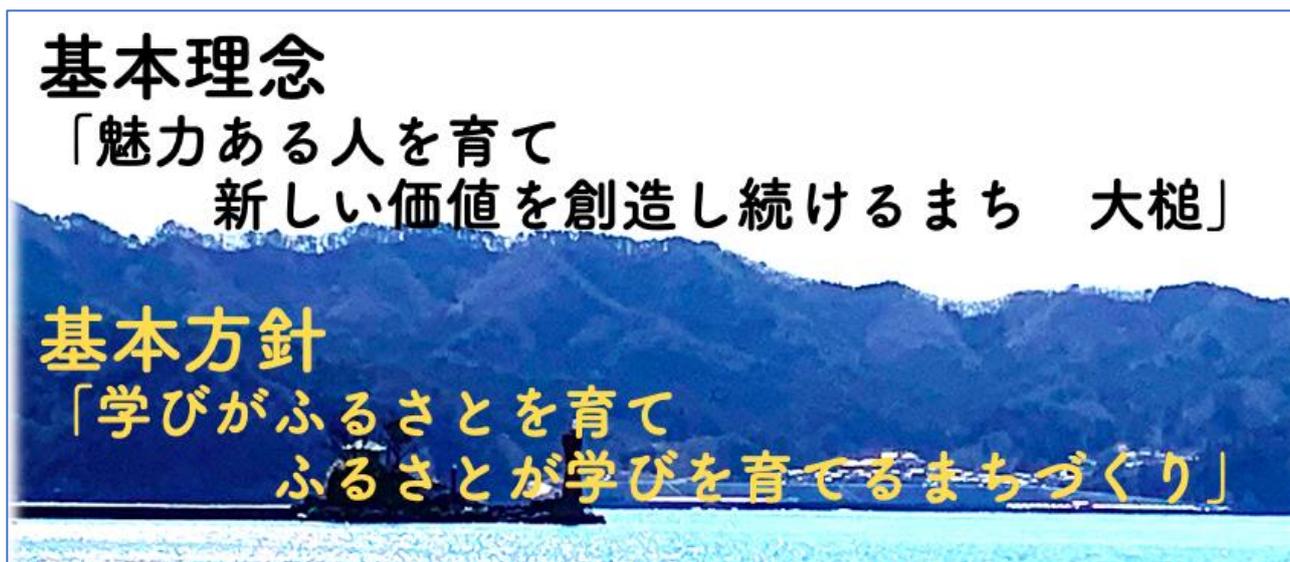
感謝の気持ちを込めて仮設校舎最後の清掃  
仮設校舎でのガラスの破損ゼロの生活

### (4) 震災後の大槌町の教育の取り組み

	2011 (H23)	2012 (H24)	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (H31-R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	
学校教育	校舎建設	●3月 東日本大震災津波	(町内児童生徒) 仮設入居率 39.5%	仮設入居率 34.9%	仮設入居率 33.0%	仮設入居率 23.9%	仮設入居率 19.4%	仮設入居率 12.2%	仮設入居率 0%				
	統廃合			●4月 4校を1校に 新大槌小学校として開校								●10月大槌学園「ふるさと科」 授業交流会	
	教育課程 特別校 ふるさと科			●4月 ふるさと科試行	●4月 ふるさと科開始								
	小中一貫			●ふるさと科推進会議									
				●小中一貫教育連絡協議会開催									
				●7月「目指す子ども像」協議									
					●4月 小中一貫教育開始 大槌学園・吉里吉里学園 開校								
子どもに関する 社会教育	ソフトの 取り組み	●9月 子どもセンター開始											
		●12月 コラボ・スクール大槌臨学舎開始											
ハード 整備													

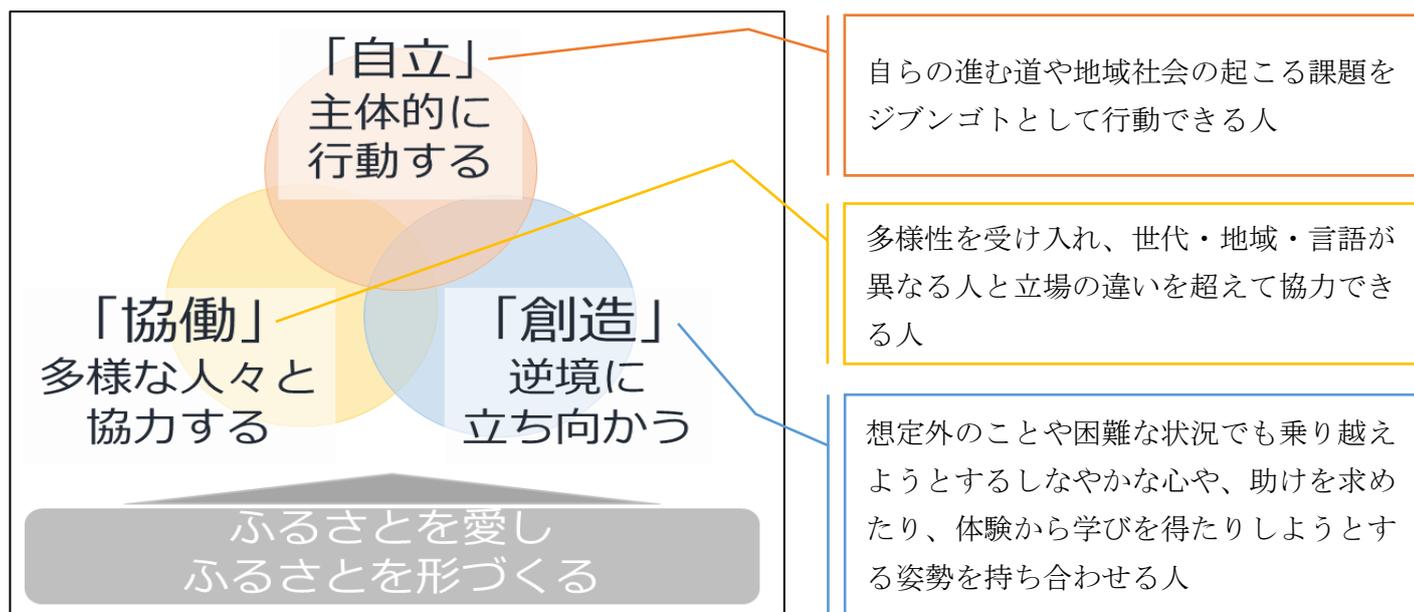
### Ⅲ 大槌の教育の基本的な考え方

#### 1 「大槌町の教育」基本方針



「第9次大槌町総合計画 2019~2028」より

#### 2 大槌が目指す子どもの姿



「大槌町教育大綱」より

#### 3 大槌における教育の目標

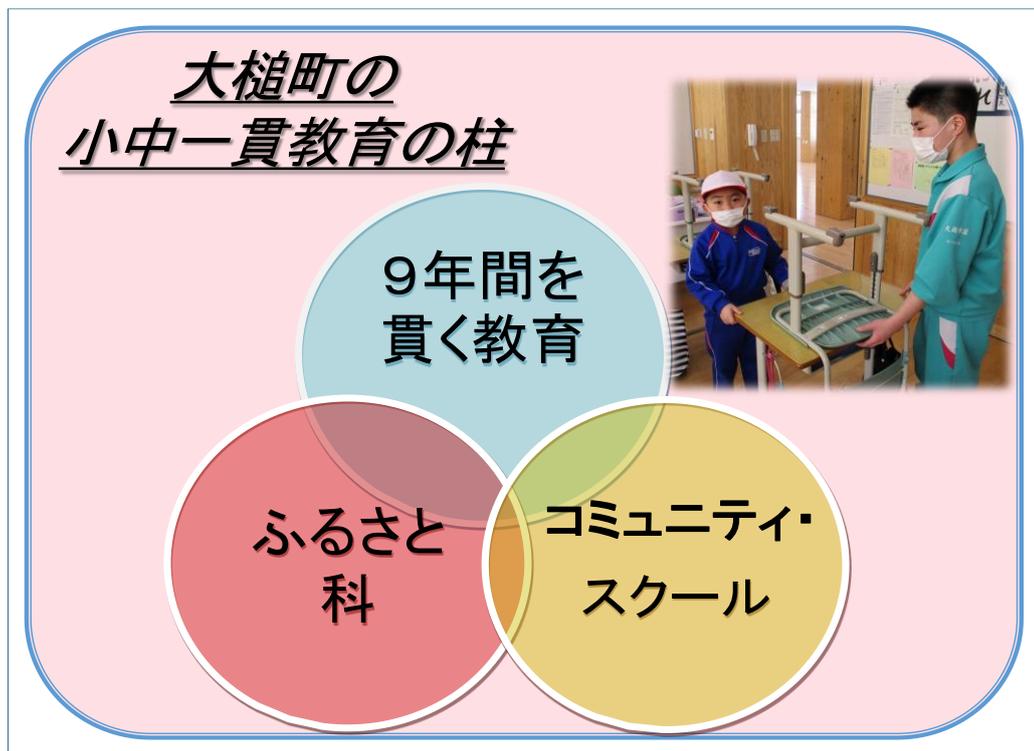
大槌町の子供における教育は、次に掲げる目標を達成するために行われます。

- (1) 豊かな体験を通して、物事を探究する意欲を育み、自らを在りたい姿や志を深め、予測困難な未来を生きるため生涯学び続けることのできる力を養うこと。
- (2) 地域や社会の課題に対し、当事者として主体的に参画し、対話と共感により、互いの立場の違いを越えて協働し、その解決に寄与する態度を養うこと。
- (3) 町の伝統文化や豊かな自然への深い体験や理解を通して、郷土に愛着と誇りを持ち、ふるさとの未来に寄与する態度を養うこと。
- (4) 防災に関する知識と行動様式を習得し、自助・共助・公助の精神を養うこと。

「大槌町子供の学び基本条例 第3条」より

#### 4 大槌の教育の3つの柱

大槌の義務教育は、「9年間を貫く教育」「ふるさと科」「コミュニティ・スクール」の3つを柱として実践しています。



##### 柱1 9年間を貫く教育「一貫教育」

- ・ 4-3-2制による9年間の育ちの保障
- ・ 大槌型教育で目指す授業

- ・ 一貫した学び方の共有
- ・ 身に付けさせたい資質・能力の明確化
- ・ 1人1台端末の効果的な活用
- ・ 課外、家庭学習とのつながり

- ・ 小中一貫教育推進状況調査（教職員の意識調査）



1人1台端末を活用した授業

##### 柱2 「ふるさと科」の充実

復興・防災を基盤とした「生きる力」「ふるさと創生」を推進

- ◆ 「**生きる力**」・・・ 命やものの大切さと人の絆の大切さを受け止め、人としてのあり方や自らの生き方を考えみつめ、よりよい未来へ向け踏み出す力。
- ◆ 「**ふるさと創生**」・・・ 地域復興を目指すふるさとの中で自らの役割や責任を考え、ふるさとを支える担い手になること。

- 柱1 「地域への愛着を育む学び生き方」
- 柱2 「進路指導を充実させる力を育む学び」
- 柱3 「防災教育を中心とした学び」

##### 柱3 「コミュニティ・スクール」による協働活動

- ・ 大槌町コミュニティ・スクール協議会の取組
- ・ コミュニティ・スクールコーディネーターと井戸端会議室



大槌学園 避難所運営学習

## 柱1 9年間を貫く「一貫教育」の推進

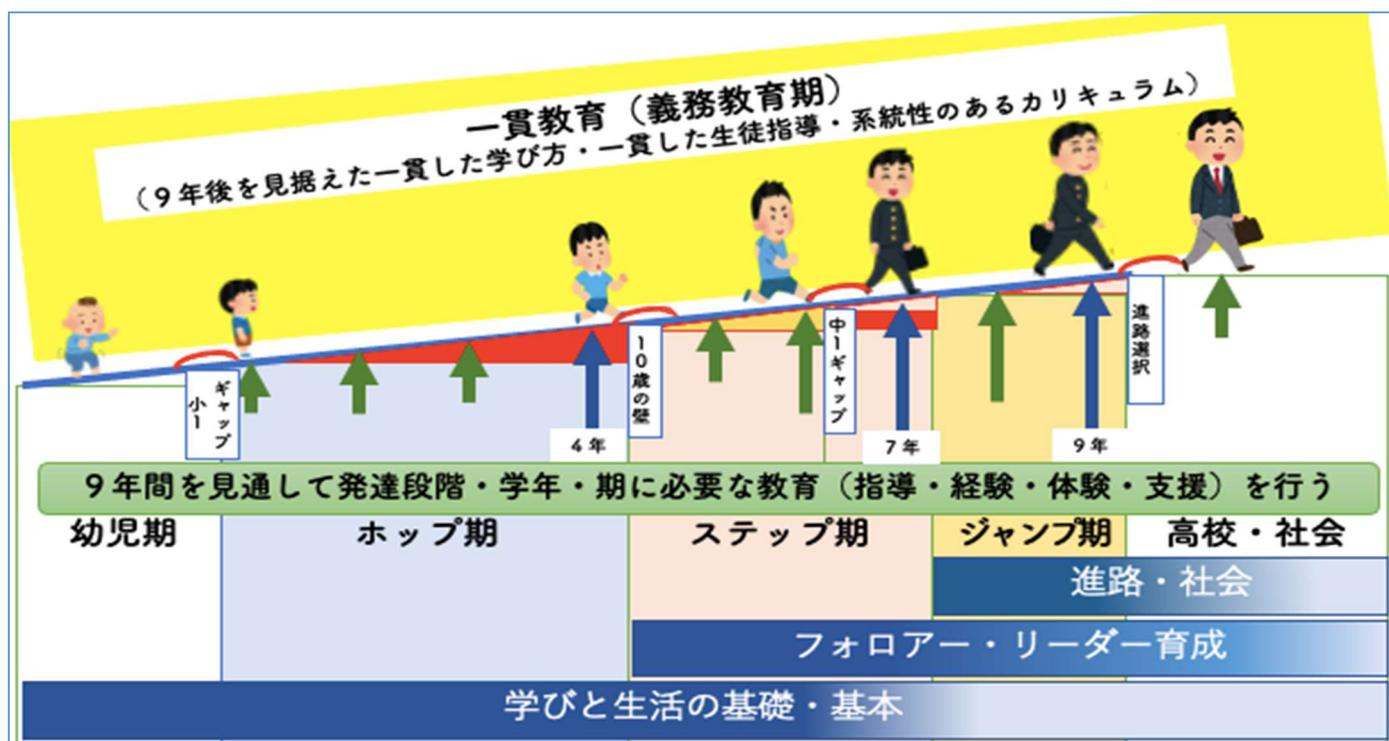
### (1) 9年間を見据えた子どもの育ちの保障

大槌町の子どもたちに「豊かな育ち」と「確かな学び」を保障し、しっかりと資質・能力を育てていくためには、小学校（前期）6年間、中学校（後期）3年間と分断するのではなく、9年間を通した教育課程、指導体制を踏まえた一貫性のある教育を行なっていくことが必要です。

9年後の子どもの育ちを見通して指導していくために、発達段階を考慮した4-3-2制（前期4年（ホップ期）、中期3年（ステップ期）、後期2年（ジャンプ期））を節目として、段差を小さくし、きめ細やかに子どもたちの成長を見取っていくことが大切です。

前期4年（ホップ期）は、学びと生活の土台となる基礎・基本を定着させる時期、中期3年（ステップ期）は土台の上に、様々な経験を元にフォロワー・リーダーとしての資質・能力を高める時期、そして、後期2年（ジャンプ期）は、さらに進路実現に向け実社会へと見方・考え方を広げていく時期です。これらは、区切りではなく、節目と捉えています。

節目、節目でそれぞれの発達段階に訪れる段差を乗り越えて行けるように、一貫した教育を行いながらも、その時期に必要な経験や支援を行なっていくものです。

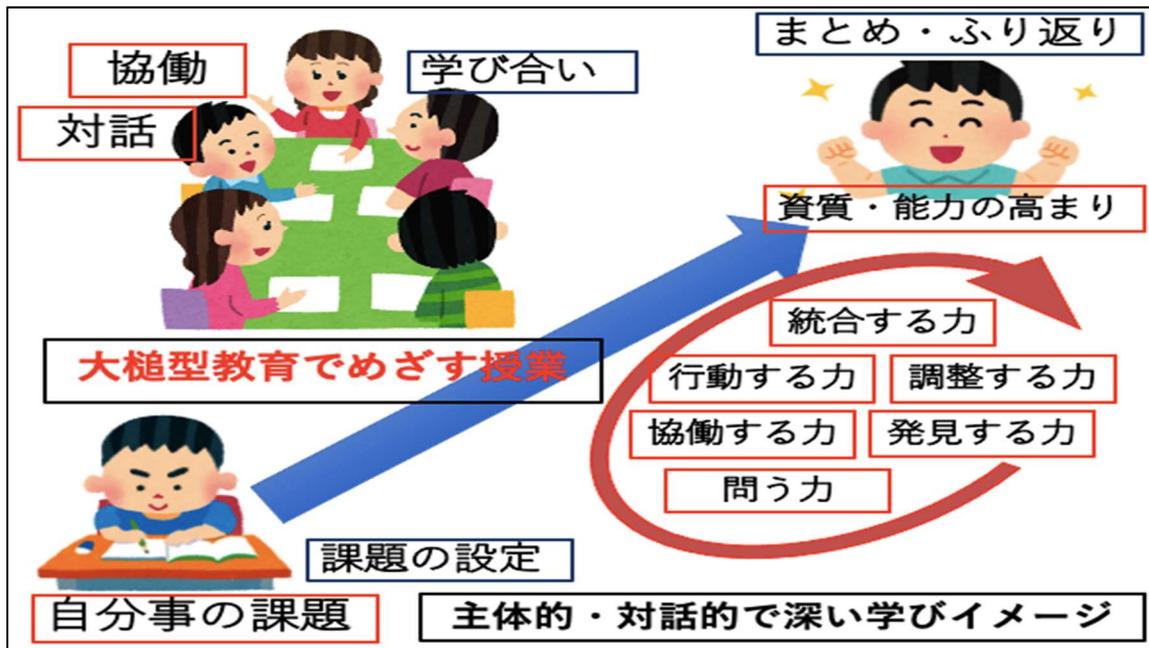


### (2) 子どもの資質・能力を高める一貫した学び方

一貫教育は、目的ではなく9年間を貫いて、子どもを育てる仕組み、方法であり考え方です。そのため、既存の6-3制でいう小学校、中学校の垣根を取り払って、一貫して行われるべきものです。

大切なことは、9年後の子どもの姿を共有し、どの学年、どの教科でもぶれない学び方で、主体的で、対話的な深い学びを実現していくことです。そのために、型通りのスタイルだけの授業ではなく、その発達段階に必要な資質・能力を育てていく授業を行なっていくことが大切です。

<大槌型教育で目指す授業のイメージ>



大槌型教育で目指す授業の実現のポイント

ア 子どもたちの主体的・対話的な深い学びの実現のために

【授業のポイント】

- ① 課題意識が高められていること
- ② 対話的な学び合いが行われていること
- ③ 学びを自覚できるまとめ・振り返りがあること

子どもの「問い」を大切にします  
↓  
「問い」をいただく  
「問い」の解決に向かう  
↓  
新たな「問い」が生まれる

\*単元全体を見通した中での1単位時間の授業という位置付けで考えます。

イ 授業づくり、授業改善のポイントとして

**point**  
単元全体を通して身に付けさせたい資質・能力を明確にします。  
(18年間を見通して：系統性)

**point**  
授業のねらい(この時間で身に付けさせたい資質・能力)を明確にします。

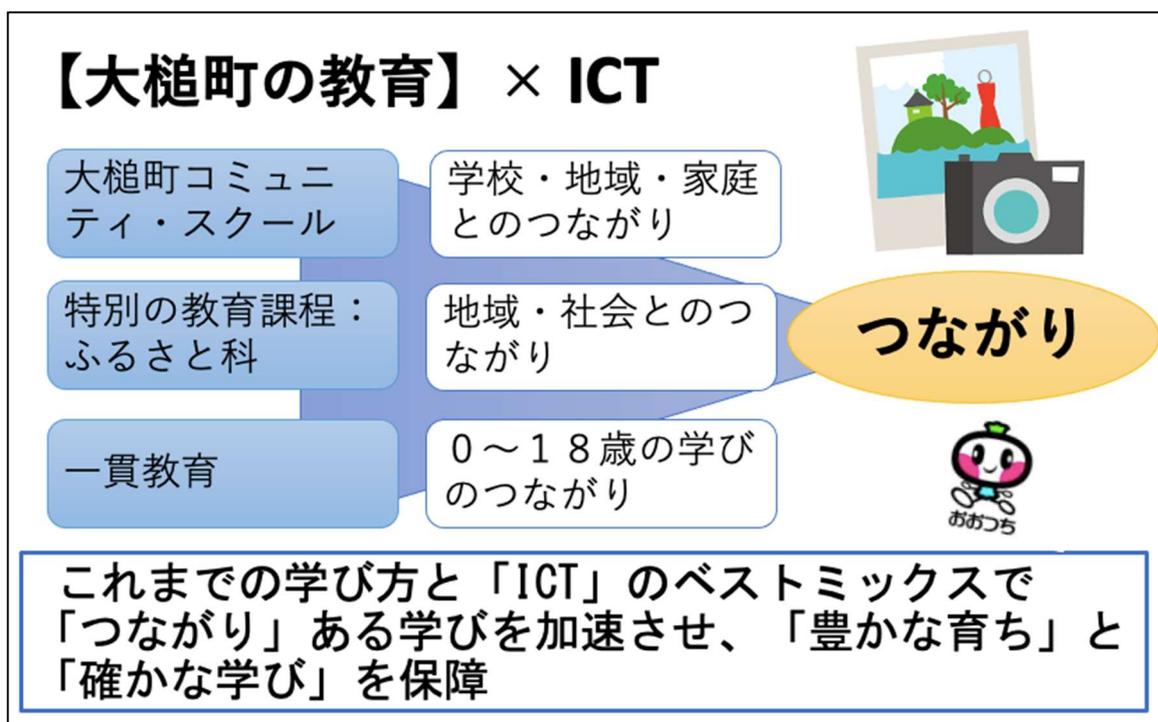
**point**  
ICT端末や機器を効果的に活用します。  
(子どもに合わせた効果的な方法を)

**point**  
課外・家庭学習とのつながりも考えてます。  
(連動した学びに)

**学級経営の充実【土台】**  
安心できる環境・自己肯定感の向上

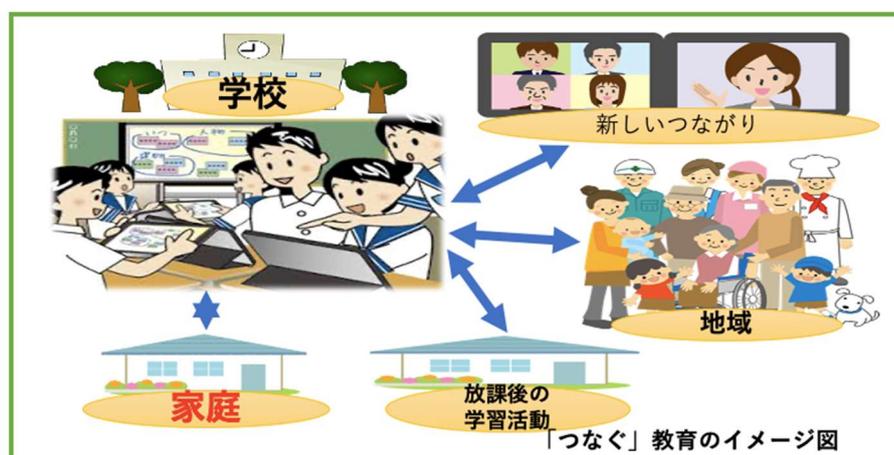
### (3) つながりある学びを実現するための ICT 教育について

大槌町 ICT 教育のねらいは、大槌町の特色ある教育に ICT をベストミックスさせることで、「つながり」ある学びをより充実させることです。また、これからの時代に必要とされる力の1つである「情報活用能力」を育成していくこともねらいとしています。



また、授業における ICT 機器の活用により、学校での学びが「家庭」「地域」とつながっていくとともに、さらに授業を通して、新しいつながりを創出していくことも可能になります。

各学園では、児童生徒と1人1台端末使用のルールをしっかりと話し合い、学びを深めることを目的とした活用の仕方を工夫していくことが大切です。しかし、全てを ICT 機器に頼るのではなく、豊かな育ちを保障するために、これまで通りの体験的な学びも大事にしていきます。



<1人1台タブレット端末の活用により>

- ①子どもたちの学ぶ場所が広がります。
- ②子どもたちの学ぶ対象が広がります。
- ③一人ひとりに合った学びがより可能になります。



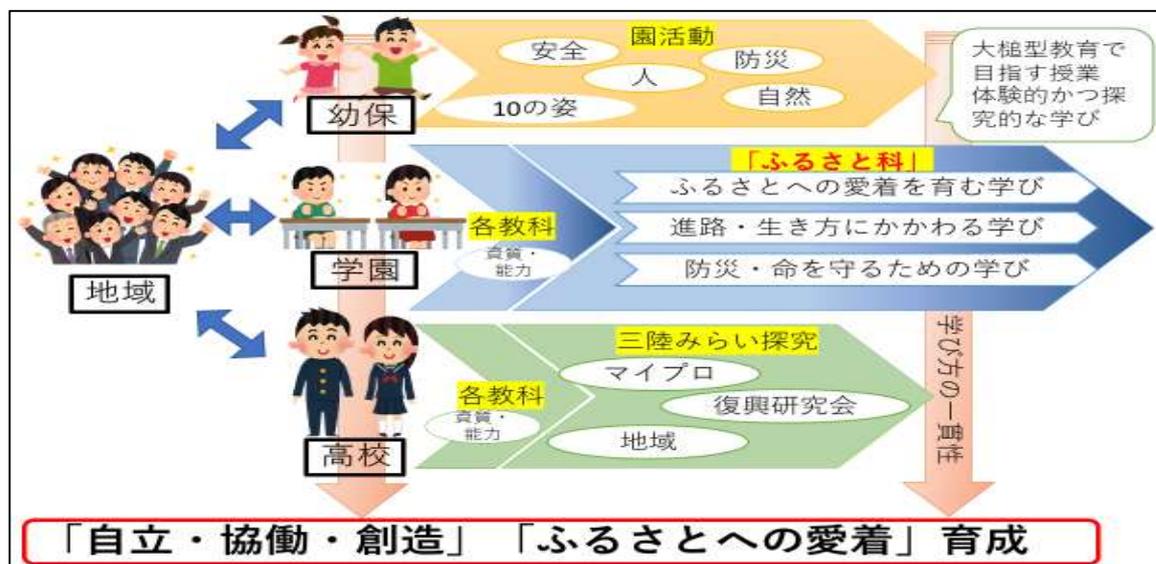
#### (4) 一貫教育における「幼小中高の接続」の強化

大槌町では「大槌町子供の学び基本条例」を制定し、0歳から18歳までの適切かつ一貫した教育支援の必要性が示されています。これまでの小中一貫教育にとどめず、0歳から18歳までの一貫した教育を行なっていくために、スムーズな幼小接続、中高接続にも取り組んでいます。



幼小接続事業及び小中高接続事業により、互いに授業・保育参観を行うことで、それぞれの支援や指導についての理解を深めるとともに、発達段階や系統性を踏まえながら、より良い接続について検討していきます。

#### <0歳～18歳までの学びのつながり>



【互見保育】



【幼小交流】



【中高交流授業】

## (5) 大槌の小中一貫教育校

大槌町には、施設一体型の義務教育学校「大槌学園」と施設分離型の併設型小中一貫教育校「吉里吉里学園」の2つのタイプの小中一貫教育校があります。学校・家庭・地域が協働して、それぞれ特色ある学びが実践されています。



## (6) 一貫性のある生徒指導による安心できる環境の構築と学年・学級経営の充実

9年後の目指す子どもの姿を共有し、どの学年でも、誰が担任となっても、ぶれのない指導と支援をチームとして行い、安心できる環境、自己肯定感が高まるような学年・学級経営をしていきます。

そのために、担任教師の力量だけに頼るのではなく、大槌の子どもたちのもつ背景を踏まえた児童生徒理解をベースにし、一貫した生徒指導を全教職員で行っていく仕組み、体制の構築が必要です。

### ① 大槌の子どもたちのもつ背景を踏まえた児童生徒理解

- ・東日本大震災後の不安定な家庭環境状況や多様化する子どもを取り巻く環境を理解する。
- ・大槌の子どもたちの「こころの力」の弱さを理解する。
- ＊ストレスがかかると「傷つけ・発散」「超回避（気持ちの押込め）」の傾向が強い。
- ＊「援助希求（助けを求めたり、相談したりする）の力」が弱い。

### ② 組織的な対応

- ・重大事態に対する迅速かつ関係機関と連携した組織的な対応を行う。
- ・いじめの積極的な認知と校内いじめ対策委員会での組織的な対応を行う。
- ・長期欠席・不登校児童生徒の未然防止と教職員の連携した初期対応を行う。
- ・ふるさと科「こころの授業」を教育課程の中に位置付け、年間3回実施する。

### ③ 自己肯定感を高める対応

- ・「できないのではなく、知らない」「伝わっていないのだから教えてできるようにする」という子どもに対する教師の姿勢をもつ。
- ・授業における肯定的なフィードバックによる積極的な生徒指導の充実を図る。

## (7) チームでつくるこころのサポート

大震災により子ども達の多くが肉親や家、大切なものを失い、深い悲しみや心の傷、喪失・不安・絶望感に苛まれました。現在でも生活環境の変化や家庭の不安定さから生活ストレスを抱え、要サポート児童生徒の割合は約20%に及んでいます。（「こころとからだの健康観察」の結果より）

復興のために悲しみや苦しみを乗り越え、この貴重な経験を教育的価値として子ども達に伝えていきます。また、10年後20年後の大槌の復興・発展を担いようとする子ども達を育成するために、全ての教職員の共通理解と家庭・地域の人々の共通認識による連携と協働により大槌の教育に取り組みます。

### ① こころのサポートのねらい

- ア SC, SSWを配置し、各学園の中長期のサポート体制を充実させる。
- イ 各学園での教育課程全般での広がりのある心のサポート
- ウ こころのサポートコーディネーターを核とした教育相談体制を構築し、対処的な手法から家庭、児童・生徒自らが問題解決に向かう予防的な手法の充実を図る。
- エ 9年間を見通したサポート体制を構築し、幼、保、高校との連携を深める。
- オ 放課後の安全な居場所づくりをし、学習の場を保障することにより、自ら学ぶ姿勢を身につけさせ、自己高揚感を高める。
- カ 定期的に連絡協議会等を開催し、情報の共有や対応のあり方について協議する。

- 巡回型カウンセラー 1名（県配置）      ○ 配置型カウンセラー 1名（県配置）
- SSW 1名（町配置）
- こころのサポートコーディネーター 各学校1名
- 教育相談員 1名（なやむな電話相談 0193-42-7867）

### ② 9年間を見通したこころのサポートについて

- 教育課程全般でのこころのサポート体制の構築をし、こころのサポートの日常化を図る。
  - ・教科領域、短学活、各行事の取組等
  - ・発達段階に応じたこころのサポートについて、感情の調整の力やコミュニケーション力、人間関係づくりの力等の内容を「学習⇒体験⇒日常化」のサイクルでの実施
  - ・生徒指導の三機能を生かした取組（自己決定・自己存在感・共感的人間関係）
- 子ども同士、子どもと教師、教師と保護者、地域など共感的な人間関係の構築を図っている。
- 「ふるさと科」の柱「防災教育を中心とした学び」の中の心のケアを充実させている。
  - ・年間指導計画に基づいた定期的な「こころの授業」の実施
  - ・防災訓練とこころのケアを連動
  - ・「防災を中心とした学び」での命の教育の充実

### ③ SC、SSW、こころのサポートコーディネーターの役割

#### ア SCの業務

- ㊦ 児童生徒へのカウンセリング
- ㊧ カウンセリング等に関して教職員及び保護者に対し助言・援助
- ㊨ カウンセリング等に関する情報収集・提供
- ㊩ 教職員等への研修活動
- ㊪ こころの授業（アドバイス及びT2）

#### イ SSWの業務

- ㊦ 問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働き掛け
- ㊧ 関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整
- ㊨ 学校内におけるチーム体制の構築、支援
- ㊩ 保護者、教職員等に対する支援・相談・情報提供
- ㊪ 教職員等への研修活動
- ㊫ 学園卒業後にひきこもり等課題を抱える子どもたちへの支援

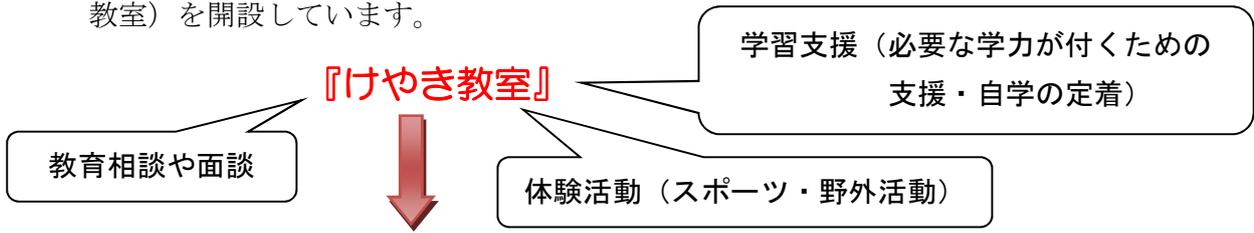


#### ウ 学園のこころのサポートコーディネーターの役割

- ㊦ 日常の業務
  - 相談の手順（例）
    - ・ 児童生徒の実態把握（相談窓口をコーディネーターに1本化）
    - ・ 必要と思われる児童生徒、保護者をSC、SSWにつなぐ  
（コーディネーターはSC・SSWと定期的な打ち合わせをもつ）
    - ・ つないだSC、SSWの面談内容記録を担任や生徒指導主事・管理職に報告  
（面談記録の整理は各SC、SSWが行う。保管は学園。）
    - ・ 今後の面談のもち方の計画
      - ・ SC・SSWの日程の調整（勤務日に日程が決まっている状態に）
  - こころのサポートの日常化
- ㊧ 9年間を見通した、発達段階に応じたこころのサポート体制の構築
  - 1年生入学時の保護者へ健康観察の依頼
  - 9年間を見通した学年での対応の確認
  - 各学園における基本研修の実施
  - 記録・把握・引き継ぎの徹底及び記録を活用した情報の共有
  - 校内における心のサポート研修会の企画運営
  - 校内ケース会議の定例開催
  - 学園内との情報共有と高校との連携
  - 3.11に向けての提案（語り引き継ぎを視野に）

#### ④ 適応指導教室について

学校に行けないでいる児童・生徒に対して大槌町教育委員会が『けやき教室』（適応指導教室）を開設しています。



自立や集団生活への適応能力を促し、学校生活への復帰につなげる

適応指導教室の1日の流れ（例）

1日の流れ		
時間	内容（1日の場合）	内容（午前のみの場合）
10:00～10:15	朝の会	朝の会
10:15～11:00	①学習・活動等	学習等
11:00～11:10	休み時間	休み時間
11:10～11:55	②学習・活動等	体験学習 エンカウンター
11:55～13:00	昼食・昼休み	帰りの会

通級生の実態に合わせて時間割を設定することができます。



利用案内より



『けやき教室』（適応指導教室）は大槌町子ども教育センターOLAI に開設されています。



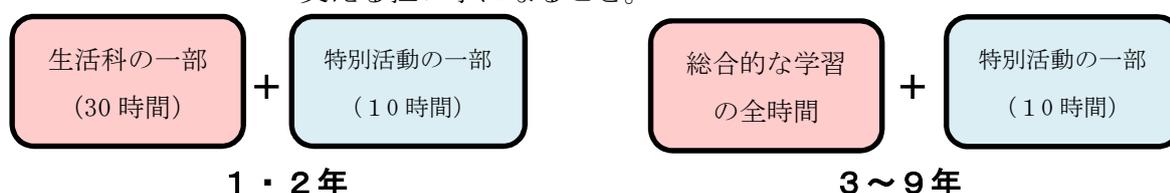
## 柱2 「ふるさと科」の充実

### (1) 「ふるさと科」とは

「ふるさと科」 = 「生きる力」や「ふるさと創生」を基盤とした特別の教育課程

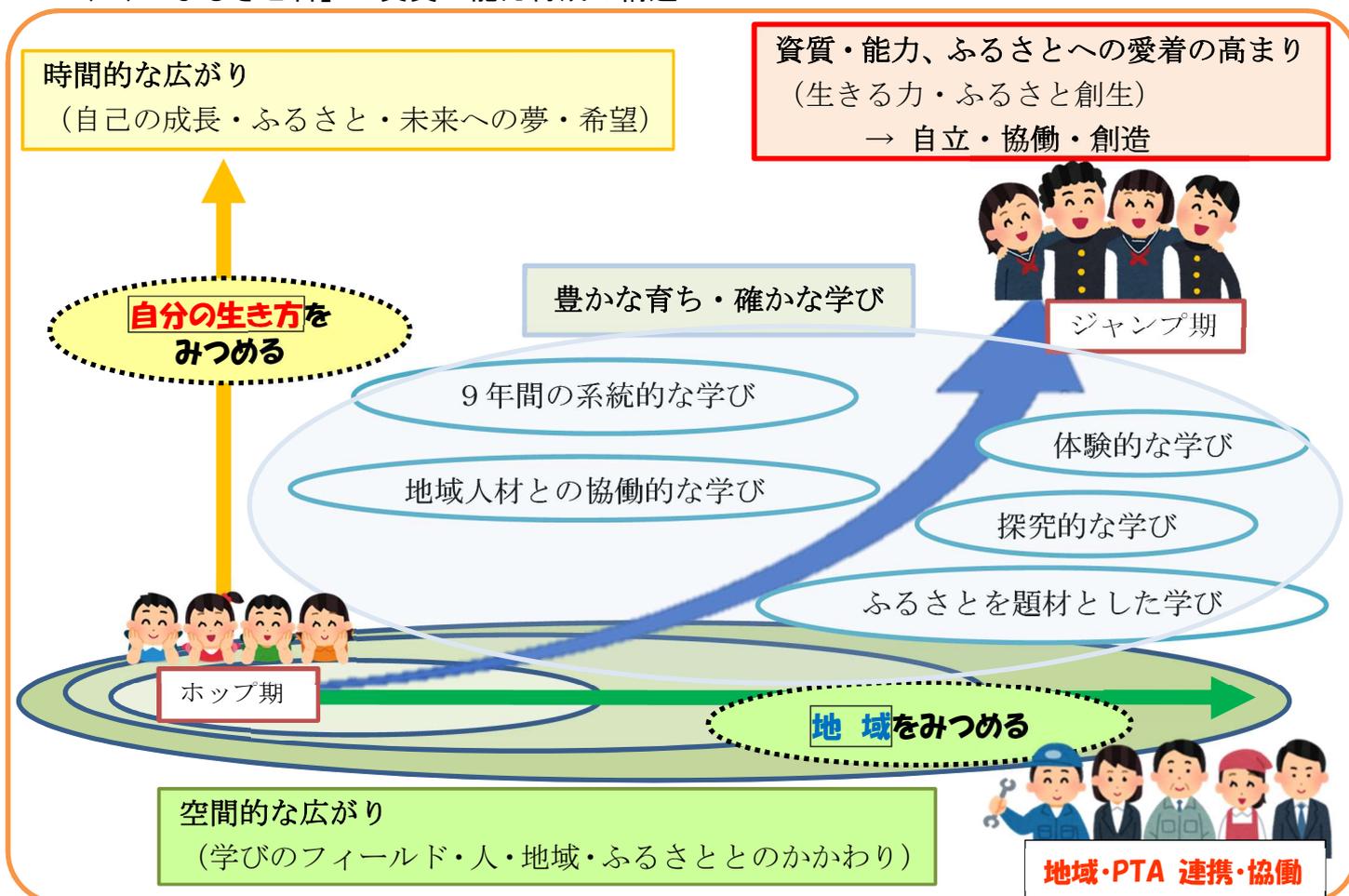
「ふるさと科」とは、「生きる力」や「ふるさと創生」のために必要な資質・能力を育む学びを基盤とした特別な教育課程です。地域や自分の生き方を見つめ、大槌町の復興発展を担うグローバル人材の育成を図ります。

- ◆ 「生きる力」・・・命やものの大切さと人の絆の大切さを受け止め、人としてのあり方や自らの生き方を考え見つめ、よりよい未来へ向け踏み出す力。
- ◆ 「ふるさと創生」・・・地域復興をめざすふるさとの中で自らの役割や責任を考え、ふるさとを支える担い手になること。



「ふるさと科」は、総合的な学習の時間の全てと生活科及び特別活動の一部をまとめた特別の教育課程です。「生き方」を基盤としたクロスカリキュラムです。

### (2) 「ふるさと科」の資質・能力育成の構造



### (3)「ふるさと科」の目標

#### めざす子ども像

郷土に誇りをもち、社会の変化に柔軟に対応し、  
将来への夢や希望を描き実現へ向けて努力する子ども

#### 目標

ふるさとの復興発展や生き方・命に関する探究的な学習や望ましい集団活動を通して、よりよく課題を解決し、ふるさとへの愛着を深め、よりよいふるさと・自己の生き方を創造していくための資質・能力を次の通り育成することをめざす。

##### 「自立～意思がある～」

自らの進む道や地域社会に起こる課題をジブンゴトとして行動できる。

##### 「協働～仲間とともにある～」

多様性を受け入れ、世代・地域・言語が異なる人と立場の違いを超えて協力できる。

##### 「創造～逆境から創り出す～」

想定外のことや困難な状況でも乗り越えようとするしなやかな心や助けを求めたり、体験から学びを得たりし、新たな価値を見出すことができる。

育成する資質・能力の具体として

・「発見する力」・「調整する力」・「行動する力」・「協働する力」・「統合する力」・「問う力」の6つがあり、各期で系統的に育成が図られるようにしている。

参考：「ふるさと科」で育成する資質・能力の系統表

**発見する力**：人・もの・ことのかかわりから様々なことや自分自身について気付いたり・感じたり・理解すること

**調整する力**：課題に対して粘り強く取り組んだり、試したりしながら、解決・実現しようとする事

**行動する力**：課題解決や自己実現のために見通しをもったり、計画的に活動したり、よりよい未来やふるさとのために発信・行動すること

**協働する力**：友達の考えを受け入れ、協力しながら課題に取り組んだり工夫したりし、解決・実現しようとする事

**統合する力**：分かったことを関連づけて考えたり、自分の考えとして概念化するなど結び付けて考えたり、価値を創造すること

**問う力**：ふるさとに関わる事象や体験を通して、疑問や問題を感じ取り、学びに対する課題を設定すること



「ふるさと科」で育成する資質・能力の系統表（確定版）

【ふるさと科の目標】		育成する資質・能力	
ふるさと科の復興発展や生き方・命に関する探究的な学習活動や望ましい集団活動を通して、よりよく課題を解決し、ふるさとへの愛着を深め、よりよいふるさと・自己の生き方を創造していくための資質・能力を次の通り育成することをめざす。		ホップ期	到達目標
		ステップ期	ジャンプ期
自立（意志がある）	<b>発芽する力</b> ○自己のよさ・生き方・成長 ○ふるさとに対する気付き	自分のよさを見つけることができる。  ふるさとのよさについて気付くことができる。	自分のよさを複数の視点から見つけることができる。  ふるさとに対する地域の人や先人の思いを感じ取り、複数の視点からよさに気付くことができる。
	<b>調整する力：</b> ○学びの調整 ○粘り強さ	解決のために必要なこと考えながら活動を続けることができる。  最後まで課題に向き合って活動することができる。	周囲（仲間・地域）の考えや意見を取り入れながら、活動を続けることができる。  試したり、見直したりしながら粘り強く活動を行うことができる。
「生きる力」と「ふるさと」	<b>行動する力</b> ○課題解決のスキル ○発信の方法・質	みんなで計画を立て、見通しを持って活動することができる。  ふるさとや地域の見どころ、有名なものを伝えることができる。	目的意識をもってふるさとのために必要な取り組みができる。  発表や伝え方を工夫して、ふるさとへの思いを自分の言葉で発信・提案することができる。
	<b>協働する力</b> ○協働性 ○多様性の受け入れ	友達や地域の人の考えをしっかりと聞き取り活動することができる。  友達と協力しながら一緒に活動することができる。	友達や地域の人の考えを受け入れながら話し合ったり、意見を伝えたりすることができる。  友達と情報や考えを共有しながら協力して活動し続けることができる。
創造（発案から取り組む）	<b>統合する力</b> ○情報の収集、整理・分析 ○価値創造	調べ学習で必要な情報を集めることができる。  調べたことや友達のことを比べたり、分けたり、合わせたりしながら考えることができる。	課題を複数の視点や立場から見つめ、資料となる情報を整理・分析し、精査することができる。  ふるさとのあるあり方や自分の将来などについて、複数の見方を踏まえ自分なりの解決方法を考えることができる。
	<b>問う力</b> ○問題への気付き ○課題設定	活動しながら、はてなや疑問を見つけることができる。  疑問や問題に思うことから、みんなで課題を作ることができる。	ふるさとの様子や活動から問題に気付く、共通の課題を設定することができる。  体験や活動の振り返りから自分で解決したい課題を設定することができる。
<b>地域への愛着</b>		ふるさとや地域への思いや愛情・将来への夢や希望はふるさとに対する理解を深め、郷土を愛する心を育み、地域のために主体的に判断し、よりよい生活を送ろうとする。	地域や社会の問題と関連させながら自分の課題を設定することができる。  自分の進路や生き方と関連させながら自分の課題を設定することができる。
<b>めざす姿</b>		復興発展を目指すふるさとに対する理解を深め、郷土を愛する心を育み、地域のために主体的に判断し、よりよい生活を送ろうとする。	復興発展を目指すふるさとの一員としての自己の役割の自覚とより良い自己実現を目指し、社会人として自立して生きていこうとする。

\*ホップ期に身に付けた資質・能力を土台に、ステップ期、ジャンプ期と積み上げていくものである

(4)「ふるさと科」の学習内容

3つの柱

①

**地域への愛着を  
育む学び**

**各学園の特色を生かした学び**

- ・ 地域の歴史や特産を学び、地域社会への関心を高め、主体的にかかわる態度を育成する。
- ・ 郷土の文化・郷土芸能を学び、郷土への愛着心を高める。
- ・ 町の復興発展をとらえ、ふるさとの将来像を見つめさせる。

②

**生き方・進路指導を  
充実させる力を育む学び**

**将来の夢や希望を育む学び**

- ・ 郷土の産業や経済を学び、憧れをもち生き方や進路を考えさせる。
- ・ 復興をめざす地域社会の中で自分の役割を理解し、主体的に将来を切り開く能力を育成する。
- ・ 地域や多様な企業・団体と連携した職場体験により、生き方を考え実現しようとする態度を育成する。

③

**防災教育を  
中心とした学び**

**命の大切さを見つめ、主体的  
に判断し行動する学び**

- ・ 郷土の自然・地形や災害、防災体制の意義について理解を深め、災害時や防災に対しての主体的な判断力と実践力を育成する。

「ふるさと科」は、「学校」「家庭」「地域」が連携、協働し、共に学ぶことができるんだよ。



(5)「ふるさと科」各期で目指す姿

**ホップ期(1~4年)**

ふるさとのよさをとらえ、ふるさとへの親しみや愛着をもち、集団の一員として進んでよく考え行動し、よりよい生活を送ろうとする。

**ステップ期(5~7年)**

復興発展を目指すふるさとに対する理解を深め、郷土を愛する心を育み、地域のために主体的に判断し行動し、よりよい生活を目指そうとする。

**ジャンプ期(8・9年)**

復興発展を目指すふるさとの一員としての自己の役割の自覚とよりよい自己実現を目指し、社会人として自立して生きていこうとする。

## (6)「ふるさと科」の具体的実践例

### 柱①【地域への愛着を育む学び】

めざす姿：地域に主体的にかかわりながら地域のよさを理解し、復興発展に参画する子ども。

#### 『郷土料理作り』(大槌学園・吉里吉里学園)

地域のお年寄りの方から、郷土に伝わるおやつ「金成（かねなり）団子」の作り方を教えていただきながら、一緒に団子作りをします。郷土料理のよさや作る楽しさを学ぶだけでなく、地域のお年寄りとのふれあいの場にもなっています。



#### 『海たんけん・山たんけん』(大槌学園・吉里吉里学園)

「はまぎく若だんな会」のメンバーを講師に、大槌の豊かな自然や歴史等を学び、郷土のよさを再発見しています。「浪板不動滝」等、これまで知らなかった場所を訪れたり、地域の産業等を知ったりと、児童にとって探究心がくすぐられる活動が満載です。

職業訪問も合わせて実施しています。



#### 『鮭の学習』(大槌学園・吉里吉里学園)

大槌町の特産物である「鮭」をテーマに、ふるさとへの愛着を育んでいます。大槌学園では5年生が生鮭を捌く様子を目の前で見学した後、それを使った料理づくりを行ったり、稚魚放流にも取り組んだりしています。

7年生では新巻鮭づくりに挑戦しており、体験的に製作工程を学びます。



#### 『郷土芸能取組』(吉里吉里学園)

コロナ禍により、令和2年～3年には実施できませんでしたが、例年発表会を開催しており、会には200人以上の保護者や地域住民が来場し、地域の文化・郷土芸能を学ぶことで郷土を愛する心を育成しています。地域住民と生徒らが4・5・6年生の指導にあたります。令和3年度の全国中文祭では、全校で参加し、全国の中学生に虎舞を披露しました。



## 柱②【生き方・進路指導を充実させる力を育む学び】

めざす姿：社会的役割や職業について理解し、進路選択や人生設計について主体的に考え実現しようとする子ども。



### 『わかめの学習』(吉里吉里学園)

大槌町の特産物「わかめ」をテーマに、ふるさとへの愛着を育んでいます。7・8年生では体験的に製造工程を学びます。製品ラベルも、生徒が授業の中でデザインした手作りのものを使用しています。完成した「塩蔵わかめ」は、9年生の修学旅行時に販売しています。販売会場では、生徒たちが実際にお客様と直接触れ合いながら販売しています。

その中で製造の様子をタブレットでまとめたものを放映したり、郷土芸能を披露したり、たくさん商品が売れるように工夫をこらしています。令和2・3年は大槌町内で販売活動を行いました。



### 『職場体験学習』(大槌学園・吉里吉里学園)

町内の商店街、スーパーマーケット、老人介護施設等、町内50カ所の事業所の協力をいただき実施しています。コミュニティ・スクールコーディネーターが連絡・調整役となり、一覧表にして学校に情報提供します。生徒自身がそれぞれ希望した職場で体験学習する過程で、生き方や進路を考えさせ、主体的に将来を切り開く能力を育成しています。コロナ禍で思うようにできなかった年もありましたが、その中でも中学生としての社会的役割を考え、将来設計に基づく高校進学等の具体的な進路選択ができる力を育成しています。また、キャリアパスポートの活用も、主体的な進路選択のうえで有効な活動となっています。



### 柱③【防災教育を中心とした学び】

めざす姿：自他の命を大切に、防災や安全について主体的に判断し、行動しようとする子ども。

#### 『防災週間の取組』(大槌学園・吉里吉里学園)

吉里吉里学園中学部では、町役場の福祉課から、日本赤十字社の方を紹介いただき、講師として招聘してAEDを活用する救急救命法を学んだり、大学の教授などを講師に迎え、洪水災害についてワークショップ等を交えて学ぶ機会を設けていたりしています。また、町役場の防災対策課や消防署、消防団にも協力いただいて、地域住民も参加する小・中合同避難訓練を実施しています。これらの取組の過程で、防災に対する理解を深めさせるとともに、災害時における主体的な判断力と実践力を育成しています。

なお、大槌学園では「防災学習月間」として9～11月に重点的に防災学習を行っています。9月の防災の日に合わせて家族会議を開き、災害に対して日頃の備えについて話し合う機会を作ってもらえるなどの取組を行っています。



#### 『震災学習』(大槌学園・吉里吉里学園)

町役場の防災対策室と連携して、「マイ防災リュックを作ろう」(吉里吉里学園4年生)や、大槌学園7年生は語り部さんの話を聞くなどの震災に関わるの授業を行っています。令和3年からは避難所設営訓練(大槌学園9年生、吉里吉里学園中学部)を両学園で実施しています。大槌学園では、防災対策課と何度も打合せを行い、HUG等の学習も取り組んだうえで、訓練当日には受付や誘導、炊き出しなど各グループに分かれ、様々な事例を想定した訓練を行っています。地域の方々にも避難者役として参加してもらうなど、地域との連携も図られています。これらの学習を経て、実際に災害時に危険を回避する行動の仕方が分かり、素早く安全に行動したり、主体的に安全な行動をとったりすることができるようにしています。



## 【こころの授業】

めざす姿：自分の気持ちを自分で感じ、表現できる子

自分自身でストレスケア（ストレスへの対処）ができる子

よりよい人間関係を作れる子

## 「こころの授業」とは

「心の授業」は、日常生活の中での自分や他者の①感じ方の違いに気付き、②ストレスに対する適切な対処の仕方やものごとへの③多様な考え方や受け止め方、④良好な人間関係のつくり方について考え、ストレスへの耐性や合意形成の方法等、自己実現やよりよい生活を創るための資質・能力を養うことを目的としている授業です。

\* 「防災・命を守る教育」に位置付けられていますが、「生き方・進路実現」の内容、「ふるさとへの愛着」にも関連がある内容になっています。



## 大槌町の子どもたちの傾向・現状

### 震災前からのストレス対処の傾向

(大きいストレスがかかるとその傾向が強化されると言われています)

#### 傷つけ・発散の傾向（大槌）

→ 相手を叩いたり、ものを壊したりするなどして発散

表現の拙さ

#### 超回避（吉里吉里）

→ その出来事と向き合わず、もともとなかったことにしてしまう

大震災

複雑な家庭環境

生徒指導の困難さ・学級の荒れの原因に

大槌町では、もともとストレス対処の方法に偏りがある子が多かったのですが、東日本大震災での大きな被害、復興に向かう中での大きなストレスがかかることにより、その傾向が顕著に現れる実態がありました。現在では直接的な震災によるストレスケアではなく、日常生活を送るためのストレス対処・予防・耐性の育成の役割を担っています。

## 「こころの授業」の実施

「こころの授業」は「ふるさと科」の指導計画に年間3時間位置付けられているものです。（6月・11月・2月に実施）これは、岩手県の「こころと体の健康観察」の「心のサポート授業」とは別のものです。1年間で3時間の実施ですが、9年間系統的に実施することで、子どもたちは卒業までに27時間、自分の心としっかり向き合い、考える時間が保証されることとなります。

これまでの実践については、1冊の指導資料集にまとめられています。スクールカウンセラーとも連携することでより効果的な授業を行うことができます。

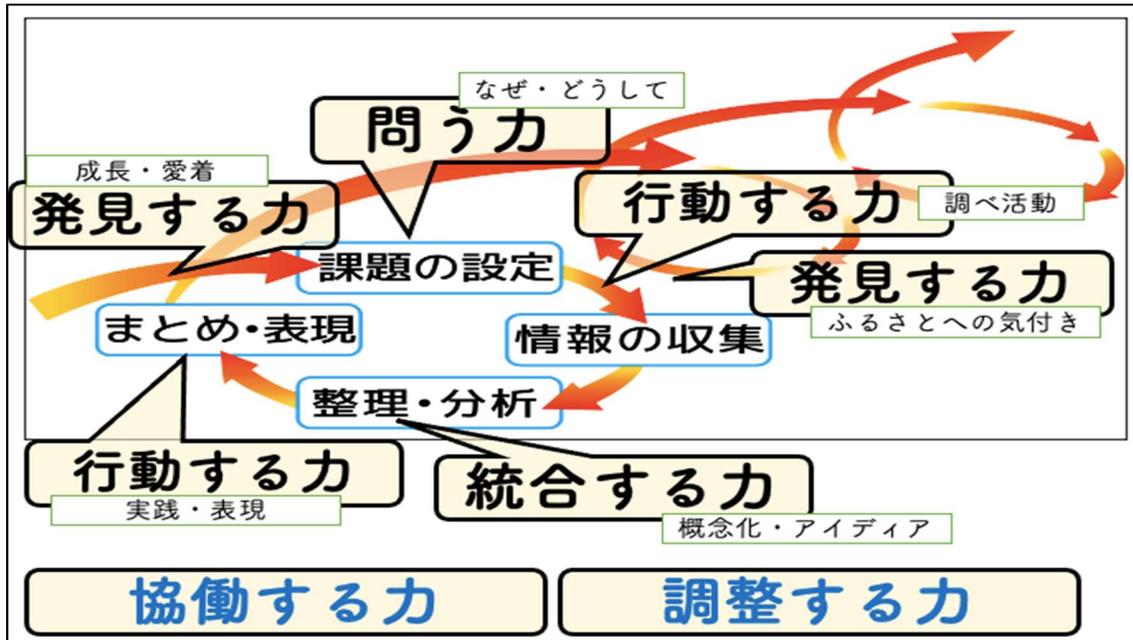
大槌の教育  
ふるさと科

「こころの授業」

指導資料集



(7)「ふるさと科」の評価



6つの力は「ふるさと科」の体験的で、探究的な学習過程の中で発揮されたり、高められたりする力であり、評価の観点とすることができます。単元全体を通して6つの力の高まりを見取ることで、資質・能力が育成されているかを評価します。

<Point>

「ふるさと科」で育成する資質・能力の系統表を参考にし、各期までに育む力を単元の内容に合わせて設定します。

学習の中で、その力が付いていれば立ち現れる行動を設定し、それを見取って評価します。それぞれの力は複合的に現れる場合もあるので、単元を通して見取り、総合的に評価するようにします。

【参考資料】「総合的な学習の時間」と「ふるさと科」の評価について

「総合的な学習の時間」と「ふるさと科」

		資質・能力の具体	
知識・技能	探究的な学習の過程において、課題の解決に必要な知識や技能を身に付け、課題に関わる概念を形成し、探究的な学習の良さを理解している。	○自己のよさ・生き方・成長 ○ふるさとに対する気付き	自立 発見する力 (知識・技能)
		○学びの調整 ○粘り強さ	
思考・判断・表現	実社会や実生活の中から問いを見だし、自分で課題を立て、情報を集め、整理・分析して、まとめ・表現している。	○課題解決のスキル ○発信の方法・質	協働 行動する力 (知識・技能、思考・判断・表現)
		○協働性 ○多様性の受け入れ	
主体的に学習に取り組む態度	探究的な学習に主体的・協働的に取り組もうとしているとともに、互いのよさを生かしながら、積極的に社会に参画しようとしている。	○情報の収集、整理・分析 ○価値創造	創造 統合する力 (知識・技能、思考・判断・表現)
		○問題への気付き ○課題設定	

「総合的な学習の時間」の評価の観点である「知識・技能」「思考・判断・表現」「主体的に学習に取り組む態度」と「ふるさと科」の評価の観点（6つの力）には共通点があります。6つの力は、「総合的な学習の時間」の観点をより具体的に示したものと共通する部分があり、さらに、「ふるさと科」で目指す資質・能力である「自立」「協働」「創造」に合わせ再整理されたものになっています。



## 【単元の評価規準の設定について】

単元の評価規準を設定する際は、「ふるさと科」で育成する資質・能力の系統表を参考にし、単元の内容に合わせて、評価規準を設定します。その際は、発達段階と取り扱う内容、ゴールの姿に応じて、評価の項目を精査することとしています。単元を通して6つの力を育てること、年間の指導単元とのバランスを考慮し、評価として取り上げない項目がないように留意します。

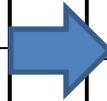
また、単元の中に「指導に生かす評価」と「記録に残す評価」を適切に位置付け、授業改善に評価を生かすことができるようにします。



例) ステップ期(「ふるさと科」で育成する資質・能力の系統表から)

第5学年「吉里吉里の海を守ろう」(吉里小)

単元の評価規準	
発見する力	<ul style="list-style-type: none"> <li>自分のよさを複数の視点から見つけることができる。</li> <li>ふるさとに対する地域の人や先人の思いを感じ取り、複数の視点からよさに気付くことができる。</li> </ul>
調整する力	<ul style="list-style-type: none"> <li>周囲(仲間・地域)の考えや意見を取り入れながら、活動続けることができる。</li> <li>試したり、見直したりしながら粘り強く活動を行うことができる。</li> </ul>
行動する力	<ul style="list-style-type: none"> <li>目的意識をもってふるさとのために必要な活動ができる。</li> <li>発表や伝え方を工夫して、ふるさとへの思いを自分の言葉で発信・提案することができる。</li> </ul>
協働する力	<ul style="list-style-type: none"> <li>友達や地域の方の考えを受け入れながら話し合ったり、意見を伝えたりすることができる。</li> <li>友達と情報や考えを共有しながら協力して活動続けることができる。</li> </ul>
統合する力	<ul style="list-style-type: none"> <li>集めた情報から、より自分の考えの構築に必要な情報を選ぶことができる。</li> <li>集めた情報や考えを整理・分析し、自分の考えに生かすことができる。</li> </ul>
問う力	<ul style="list-style-type: none"> <li>ふるさとの様子や活動から問題に気づき、共通の課題を設定することができる。</li> <li>体験や活動の振り返りから自分で解決したい課題を設定することができる。</li> </ul>



単元の評価規準	
発見する力	<ul style="list-style-type: none"> <li>吉里吉里の海を守るための活動を通して、自分の視野の広がりや気付くことができる。</li> <li>地域の方の話や海洋体験などの活動を通して、ふるさとの良さに気付くことができる。</li> </ul>
調整する力	<ul style="list-style-type: none"> <li>友達の考えや意見を取り入れながら、探究活動を続けることができる。</li> <li>吉里吉里の海を守る方法について試したり、見直したりしながら粘り強く活動を行うことができる。</li> </ul>
行動する力	<ul style="list-style-type: none"> <li>吉里吉里の海を綺麗にするために自分ができることに取り組むことができる。</li> <li>発表や伝え方を工夫して、吉里吉里の海への思いを自分の言葉で発信することができる。</li> </ul>
協働する力	<ul style="list-style-type: none"> <li>友達や地域の方の考えを受け入れながら吉里吉里の海を守る方法を話し合ったり、意見を伝えたりすることができる。</li> </ul>
統合する力	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の方に聞いたり、自分で調べたりして集めた情報や考えを整理・分析し、自分の考えに生かすことができる。</li> </ul>
問う力	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の方の話や海洋体験などの活動から問題に気づき、共通の課題を設定することができる。</li> <li>地域の方の話や探究活動の振り返りから自分で解決したい課題を設定することができる。</li> </ul>

## 【「ふるさと科」の通知表及び指導要録の評価について】

「ふるさと科」の評価について、学習状況の評価や評定は行わず、児童生徒の探究活動の中で、特筆すべき姿や、探究活動を通して特に高まった力や成長したことについて、記述により評価するようにします。

### 柱3 「チーム大槌」学校・家庭・地域で創るコミュニティ・スクール

#### (1) 大槌町のコミュニティ・スクールの特色

大槌のコミュニティ・スクールの特徴は、町全体で大槌の子どもたちを育てていくという理念のもと、町の協議会を中心に活動していることです。

「学校」「家庭」「地域」の連携・協働による教育活動の推進に向けて、それぞれが取り組むべき目標を明確化するために、平成26年度に学校の先生方、地域や保護者の代表が集まり、熟議により「目指す子どもの姿」を作成しました。以降、平成28年度、令和元年度の2度にわたって見直しを行っています。

現在の「目指す子どもの姿」は、教員と保護者、地域の3者の熟議により検討し、大槌町教育大綱が目指す「自立」、「協働」、「創造」をもとに、再構成されたものです。

#### 【2017改定前】「目指す子どもの姿」

大槌が目指す 子どもの姿 (2017版)	学校での取組	子どもの取組	家庭での取組	地域での取組
<b>すすんで学ぶ人</b> 基礎基本を身につけ、 活用し、応用する	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 社会に貢献するグローバルな人間を育てる</li> <li>2. 授業スタイルの確立・家庭学習の充実</li> <li>3. “学びの場”による放課後の充実</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 先生の話をよく聞く</li> <li>2. 勉強の目標を持つ</li> <li>3. 時間のけじめをつけて家庭学習をやる</li> <li>4. 読書をする</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 子どもの学習の目標を共に考え、確認する</li> <li>2. 学校から帰ってきたら、すぐに勉強に取り組める環境を整えておく</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 放課後や長期休業中に子どもたちの“学びの場”を創る</li> <li>2. 郷土のみでなく、広く世界の事を学べる場を創る</li> </ol>
<b>自立する人</b> 主体的に判断し・ 行動する	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 気持ちや考えを伝える力を育てる</li> <li>2. チームワークを育てる</li> <li>3. 目標に向かって行動する子どもを育てる</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 親子で学校であったことについて話す</li> <li>2. 友達の良いところを認めたり、思いやりのある声掛けをする</li> <li>3. 学校生活のルールを守る</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 子どもが自ら気がつく習慣を育てる</li> <li>2. 学校での出来事について子どもと話す</li> <li>3. 場面に合わせた言葉づかいができるようにする</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 職場体験・ボランティアなど、社会参画の場を創る</li> <li>2. あいさつの手本を示す</li> </ol>
<b>たくましい心と 体をもつ人</b> 心と体をつくる	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 身体を鍛え、健康を管理する力を育てる</li> <li>2. 子どもが大人に相談できる関係づくり</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 目標を持って身体を鍛える</li> <li>2. 規則正しい生活習慣を身につける</li> <li>3. 自分から進んであいさつをする</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 子どもが早寝早起きなど、規則正しい生活ができるようにする</li> <li>2. あいさつの習慣を身につける</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 子どもが外で遊べる場や機会を創る</li> </ol>
<b>地域・社会を愛し、 貢献する人</b> 地域を愛する心と行動	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. ふるさと科の充実。郷土から学び、発信する</li> <li>2. 校舎を地域と繋がる場にする</li> <li>3. 自らの命を大切に する教育</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. ふるさとから学び、伝える</li> <li>2. 防災訓練を通して命の守り方を学ぶ</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 地域行事への参加・親同士の交流</li> <li>2. 家族の防災ルールを考える</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 子どもの見守り。防災の取組を広げ、災害に備える</li> <li>2. ふるさとの祭りや郷土芸能を子どもに伝える</li> </ol>
<b>推進方策</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校・学級経営計画への位置づけ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 毎期の個人や学級のめあて 児童会・生徒会の取組</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ PTAでの取組</li> <li>・ 広報・懇談会等での発信</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域住民・団体の取組</li> <li>・ 広報・懇談会での発信</li> </ul>
<b>評価の方法</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 教員の自己評価</li> <li>・ 各種検査の活用</li> <li>・ 学業研究会での検証</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童・生徒向けアンケート (7月・12月実施)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保護者アンケート (12月実施)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ CS等による振り返り (年度末実施)</li> </ul>

#### 【令和元年度の改定の視点】

- ・ これまで通り教員と保護者、地域の熟議によって願いや想いを共有する。
- ・ 平成30年に公示された大槌町教育大綱が示す「目指す3つの姿（自立・協働・創造）」を基に、学校・子ども・家庭・地域が取り組む具体を整理する。

## 令和元年度「目指す子どもの姿」検討部会（熟議）

### 【目的】

これまでの「目指す子どもの姿」の取組から見える成果と課題を整理し、「目指す子どもの姿」について教員・保護者・地域の3者がグループ協議を行い、共通理解を図るとともに、それぞれの役割を話し合い、大槌の教育のさらなる推進と充実を図る。

【実施日】 令和元年7月29日（月）



教員・保護者・地域の3者が一体となった熟議の様子



### 【2020改定後】「目指す子どもの姿」

大槌町教育大綱が「目指す姿」「自立」「協働」「創造」をもとに再構成しました。

大槌が「目指す子どもの姿」	学校での取組	子どもの取組	家庭での取組	地域での取組
<b>自立</b> 自ら進む道や地域社会に起こる課題をジブンゴトとして行動できる人	<ul style="list-style-type: none"> <li>身体を鍛え、健康を管理する力を育てる</li> <li>いじめのない学校生活になるよう努める</li> <li>目標に向かって行動する子どもを育てる</li> <li>子ども中心の授業を展開する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>規則正しい生活習慣を身につける</li> <li>先生や友達の話をよく聞く</li> <li>自分の目標をもって勉強したり、身体を鍛えたりする</li> <li>計画的に家庭学習・自学・読書をする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>子どもが早寝早起きなど、規則正しい生活ができるようにする</li> <li>ゲーム・スマホ・タブレットの使用についての約束を決める</li> <li>子どもが自分で決める機会をつくる</li> <li>子どもの学習の目標を共に考え、確認する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>子どもが地域で活動できる場や機会をつくる</li> <li>放課後や長期休みに子どもたちの「学びの場」を創る</li> </ul>
<b>協働</b> 多様性を受け入れ、世代・地域・言語が異なる人と立場の違いを超えて協力できる人	<ul style="list-style-type: none"> <li>自分の思いや考えを伝える力を育てる</li> <li>友達と協働して活動する機会をつくり、仲間意識を育てる</li> <li>進んで子ども・来校者・地域の方にあいさつをし、手本を示す</li> <li>子どもが大人に相談できる関係づくりをする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>相手のことを考えた話し方をする</li> <li>友達のよさやちがいを認め、思いやりのある声掛けをする</li> <li>自分から進んであいさつをする</li> <li>学校生活のルールを守る</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校での出来事について子どもと話す</li> <li>子どもや友達のよさを見つけ、褒める機会を増やす</li> <li>あいさつの習慣を身につける</li> <li>子どもと公のマナーについて考え、確認する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校の活動を理解し、できるだけ参加したり、受け入れられたりする</li> <li>あいさつの手本を示す</li> <li>みんなで地域の子どもの声をかける</li> </ul>
<b>創造</b> 想定外のことや困難な状況でも乗り越えようとするしなやかな心や、助けを求めたり、体験から学び得たりしようとする姿勢を持ち合わせる人	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域・学校・子どものよさを伝える</li> <li>ふるさと科を通して、地域のよさや課題を考える機会を与える</li> <li>自らの命を大切にすることを教育を行う</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自分のよさを知る</li> <li>前向きに、粘り強く取り組む習慣をつける</li> <li>地域の行事に積極的に参加する</li> <li>防災の授業などを通して命の守り方を学ぶ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>子どものよさを伝える</li> <li>失敗を認めて次につなげる声かけをする</li> <li>子どもと地域の行事に積極的に参加する</li> <li>家族の防災ルールを決める</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域のよさを自慢する</li> <li>地域の行事・郷土芸能など大人も子どもも交流できる場や機会をつくる</li> <li>子どもの見守り、防災の取組に参加し、災害に備える</li> </ul>

ふるさと ～ふるさとを愛し、ふるさとを形づくる～

推進方策	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校・学級経営計画への位置づけ</li> <li>毎期の個人や学級のめあて・児童会・生徒会の取組</li> <li>PTAでの取組</li> <li>広報・懇談会等での発信</li> <li>地域住民・団体の取組</li> <li>広報・懇談会での発信</li> </ul>
評価の方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>教員の自己評価</li> <li>各種調査の活用</li> <li>学園研究会での検証</li> <li>児童・生徒アンケート（11月実施）</li> <li>保護者アンケート（12月実施）</li> <li>CS委員会による振り返り（年度末実施）</li> <li>教職員・保護者等による評価・検証の懇談会</li> </ul>

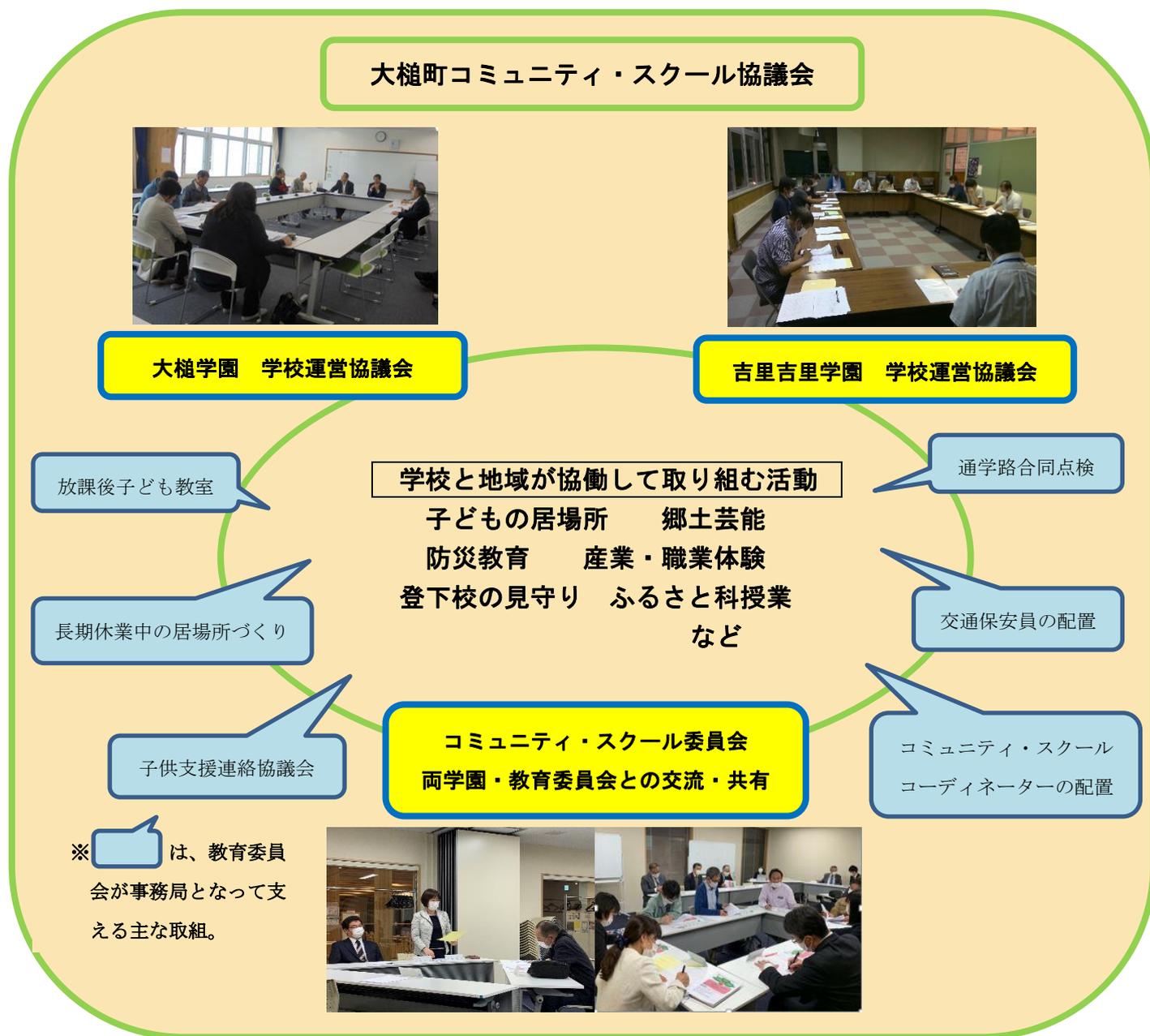
## (2) 大槌町コミュニティ・スクール協議会とは

「大槌町コミュニティ・スクール協議会」は、両学園の学校運営協議会を内包するものです。

令和2年度に、両学園の学校運営協議会がより主体的に学校と地域との協働を目指して取り組んでいけるように、体制の見直しを行いました。

両学園の学校運営協議会をつなぐ「コミュニティ・スクール委員会」は、両学園の学校運営協議会の運営が円滑に推進されるために必要な事項を協議する機関として設置され、令和3年度に改正された大槌町学校運営協議会規則第17条（巻末資料）をもとにメンバーが構成されています。

※大槌町コミュニティ・スクール協議会の体系図（令和3年度より）



### (3) コミュニティ・スクール（CS）コーディネーターと井戸端会議室の役割

学校と地域との協働を円滑に進めていくために、2つをつなぐパイプ役として「コミュニティ・スクールコーディネーター（以下、CSコーディネーター）」は欠かせない存在です。

ふるさと科の授業や防災、放課後の子どもの居場所づくりや交通安全などに係る学校の要望を把握し、学校の活動に地域の方が関わっていただくまでをコーディネートする役割を担っています。



CSコーディネーターの活動拠点は、大槌学園の校舎の1階にある「井戸端会議室」です。井戸端会議室は、平成28年度に大槌学園の校舎が建設された際に、「地域学校協働本部」として設置されました。地域の方々と学校職員が集い、主にふるさと科の授業づくりに係る打ち合わせが行われています。



#### (4) 教育委員会の役割

平成28年度に両学園をコミュニティ・スクールに指定して以降、大槌町教育委員会は、評価・検証委員会や子供支援部会、地域学校協働部会、地域学校安全部会といった3つの部会の事務局を担い、両学園の学校運営協議会を支えてきました。

令和3年度に大槌町教育委員会が事務局となって取り組んだ主な関連事業を紹介します。

関連事業	事業内容
<p>①コミュニティ・スクール委員会（年2回開催）</p>	<p>両学園の学校運営協議会の運営が円滑に推進されるために必要な事項を協議する。 【メンバー】 教育長、教育委員、両学園学校運営協議会代表者（各5名）・事務局（副校長）、CSコーディネーター、教育委員会事務局</p>
<p>②放課後子ども教室（OLA I/吉里っ子スクール）</p>	<p>放課後や長期休業中の学習を支援するとともに、定期的に体験活動（バイオリン教室やスポーツ体験など）を提供する。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>OLA Iスタッフのみなさん</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>吉里っ子スクールスタッフのみなさん</p> </div> </div>
<p>③長期休業中の子どもの居場所づくり</p>	<p>地域や関係機関が連携し、施設の開放や学習会、長期休業中ならではの体験活動（寺子屋教室や木工教室、スポーツ体験教室、実験教室など）を提供する。</p> <div style="display: grid; grid-template-columns: repeat(3, 1fr); gap: 5px;"> <div style="text-align: center;">  <p>理科の実験教室</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>クライミング体験</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>スポーツチャンバラ</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>大念寺防災教室</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>箏鉄砲づくり</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>吉祥寺座禅体験</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>木工教室</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>ボードゲーム遊び</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>鐘つき体験</p> </div> </div>

<p>④子供支援連絡協議会 (年2回開催)</p>	<p>放課後や長期休業中の子どもの居場所づくりの推進にあたり、関係機関で現状を共有するとともに今後のよりよい連携のあり方について協議する。</p> <p>【メンバー】 エル・システムジャパン、カタリバ、ぽこあぼこ、OLAI・吉里っ子スクールスタッフ、公民館関係者、各学園(校)職員、町健康福祉課、SSW、CSコーディネーター、教育委員会事務局</p>
<p>⑤通学路合同点検 (年1回学園学区ごとに開催)</p>	<p>通学路の安全確保の充実を図るために、平成26年に策定された「大槌町通学路安全プログラム」に基づき、関係機関が連携して学校からの要望箇所を点検し、その改善・対応策について協議する。 点検・協議の結果は、町HPや広報で公表する。</p>  <p>【メンバー】 道路管理者(三陸国道事務所・沿岸広域振興局土木部・町地域整備課)、町民課、警察、当該地区自治会長、各学園(校)PTA会長・職員、CSコーディネーター、教育委員会事務局</p>
<p>⑥交通保安員の配置</p>	<p>児童の登下校中の安全確保の充実を図るために、通学路の危険箇所に配置する。</p> <p>大槌IC前の交差点・大槌橋前の交差点の様子</p>  <p>吉里吉里学園小学部付近の様子</p> 
<p>⑦CSコーディネーターの配置</p>	<p>ふるさと科の授業や防災、放課後の子どもの居場所や交通安全などに係る学校の要望を把握し、学校の活動に地域の方が関わっていただくまでをつなぐパイプ役として配置する。</p>

# 大槌町子供の学び基本条例



## ○大槌町子供の学び基本条例

平成 31 年 3 月 7 日

条例第 3 号

我々大槌町民は、幾多の災害や困難に屈することなく、たゆまぬ努力によって築いてきた豊かな自然と歴史ある町を継承し、更に成熟させていくとともに、日本国と国際社会の発展に貢献することを願うものである。

我々は、この理想を実現するため、個人の志を尊び、当事者意識を持って課題に臨み、共感と協働によって解決を図る態度を併せ持つ、豊かな人間性と創造性を備えた人材の育成を期するとともに、郷土固有の伝統と災禍による教訓を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進する。

ここに我々は、教育基本法及び大槌町民憲章にのっとり、大槌町の未来を切り拓く子供の教育の基本を確立し、その振興を図るため、この条例を制定する。

(条例の目的)

第 1 条 この条例は、教育基本法(平成 18 年法律第 120 号)及び大槌町民憲章にのっとり、大槌町の子供に対する教育の目標、教育行政の運営における指針等を示すことを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子供 十八歳以下の者をいう。
- (2) 学校等 幼稚園、保育所、認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校及び高等学校その他子供の成長と教育に関わる機関をいう。

(大槌町における教育の目標)

第 3 条 大槌町の子供における教育は、次に掲げる目標を達成するために行われる。

- (1) 豊かな体験を通して、物事を探究する意欲を育み、自らの在りたい姿や志を深め、予測困難な未来を生きるため生涯学び続けることのできる力を養うこと。
- (2) 地域や社会の課題に対し、当事者として主体的に参画し、対話と共感により、互いの立場の違いを越えて協働し、その解決に寄与する態度を養うこと。
- (3) 町の伝統文化や豊かな自然への深い体験や理解を通して、郷土に愛着と誇りを持ち、ふるさとの未来に寄与する態度を養うこと。
- (4) 防災に関する知識と行動様式を習得し、自助・共助・公助の精神を養うこと。

(教育行政等の運営における指針)

第 4 条 町は、教育行政をはじめとした子供の成長に関わる行政の運営を、次に掲げるところにより努める。

- (1) 子供がその心身の発達に応じて、適切かつ一貫した支援を受けることができるようにすること。

(2) 教育振興基本計画、教育大綱等教育や子供の学びに関わる計画の策定過程において、子供が参画できる機会を設けること。

(3) 前2号に掲げる事項を実現するため、教育に必要となる人的・物的資源を広く社会に求め、設置主体が異なる関係機関を越えて協働し、教育の持続的発展のための組織体制の構築を図ること。

(学校等の責務)

第5条 学校等は、第3条の教育の目標が達成されるよう、体系的かつ組織的に教育活動を行うとともに、教育活動全体について絶えず見直し、改善に努め、地域や学校、子供たちの実態に応じて、創意工夫をいかした特色ある活動を展開する。

(保護者の役割)

第6条 保護者は、家庭教育が子供の育成の基盤であるとともに、教育は、個々の家庭だけで完結するものではないことを踏まえ、学校等や地域住民と連携して、子供を育むよう努力する。

(地域住民の役割)

第7条 地域住民は、子供を地域全体で育む意識を持つとともに、地域社会において、子供一人ひとりをその形成者として尊重するよう努力する。

(防災学習)

第8条 学校等は、津波等の自然災害に関する防災学習を地域と連携しながら適切な機会を設け、計画的に実施する。

(規則への委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

# 大槌町いじめ防止基本方針



平成27年3月策定

平成30年2月一部改定

大槌町教育委員会

## 目 次

〇はじめに	・・・	1
1 いじめ防止等に関する基本的な考え方	・・・	2
(1) いじめの定義		
(2) いじめの防止		
(3) いじめの早期発見		
(4) いじめの対処		
(5) 家庭、地域、関係機関等との連携		
2 いじめの防止等のための具体的な取組	・・・	3
(1) 大槌町教育委員会における施策		
(2) 学校における取組		
3 重大事態への対処	・・・	5
(1) 重大事態の発生と調査		
(2) 調査結果の報告を受けた町長による再調査の措置		

## ○はじめに

いじめの問題への対応は学校における最重要課題の一つであり、一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織的に対応することが必要である。また、関係機関や地域の力も積極的に取り込むことが必要であり、これまでも国や各地域、学校において、様々な取組が行われてきた。

本町においては、9年間で計画的・継続的に学ぶことができ、学びの安心を保障する『小中一貫教育校』の開校(H27年度)、「地域への愛着を育む学び」「生き方・進路指導を充実させる力を育む学び」「防災教育を中心とした学び」を3本の柱とする『ふるさと科』の新設(H26年度)、地域で子供が育つ教育機能の再生と充実を目指して『地域コミュニティ・スクール』の設置(H27年度)など、震災後、子供たちの健全な育成のため様々な取組が行われている。また、その取組はもちろんいじめを防止することへもつながるものである。

しかし、全国的に見て、学校におけるいじめについては依然深刻な状況が続いている。いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な育成及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれのあるものである。また、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子供にも、どの学校でも起こりうるもの」という意識をもち、児童生徒との信頼関係に基づいて、学校・保護者・地域など、町民が連携し、いじめ問題を克服することを目指さなければならない。

そこで、本町では、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第12条の規定及び国のいじめの防止等のための基本的な方針（以下「国の基本方針」という。）に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために「大槌町いじめ防止基本方針」（以下「大槌町基本方針」という。）を策定し、すべての子供の健全育成及びいじめのない社会の実現をめざす。

なお、本方針は、H29年に行われた「岩手県いじめ防止等のための基本的な方針」の改定を受けて、H30に内容の一部を改定した（以下太字・下線部分）。

## 1 いじめ防止等に関する基本的な考え方

### (1)いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第2条」

- ・「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。
- ・「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた児童生徒の感じる被害性に着目した見極めが必要である。
- ・具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。
  - \* 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
  - \* 仲間はずれ、集団による無視をされる
  - \* 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
  - \* ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
  - \* 金品をたかられる
  - \* 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
  - \* 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
  - \* パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされたりする 等

### (2)いじめの防止

より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童生徒を、心の通い合う人間関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌づくりをするために、学校・保護者・地域など、町民が役割を自覚し、一体となった継続的な取組が必要である。

その取組を通して、全ての児童生徒に「いじめは最も身近で深刻な人権侵害行為で、決して許されない。」ことを理解させるとともに、豊かな情操や道徳心、互いを尊重し合える人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。加えて、全ての児童生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりも未然防止の観点から重要である。

更に、児童生徒は、自らが安心して豊かに生活できる社会や集団を築く推進者であることを自覚し、いじめを許さない子供社会の実現に努めなければならない。

### (3)いじめの早期発見

いじめの早期発見のために、周囲の大人たちが組織的な連携体制の下、児童生徒のわずかな変化にも気付く力を高めることが求められる。

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたり

するなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候にも留意し、早い段階からの的確に関わりを持ち、積極的に認知することが必要である。

そのために、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整える。

#### (4) いじめへの対処

いじめの事実が確認された場合には、いじめを受けた児童生徒やいじめを通報した児童生徒の安全を確保した上で、いじめを行った児童生徒に対して適切な指導を行うほか、家庭や教育委員会への連絡・相談や事案に応じ関係機関との連携を行う必要がある。

このために、教職員はいじめを的確に把握した場合の対処の在り方について、理解を深めておく必要があり、組織的な対応を可能とする体制を整えておく必要がある。

また、いじめの問題には様々な態様があることを考慮し、教育相談や生徒指導により解決すべき問題か、警察等関係機関と連携すべき問題か、法で規定する重大事態であるのかを的確に判断して対処することが求められる。

#### (5) 家庭、地域、関係機関等との連携

社会全体で児童生徒を見守りながら健やかな成長を促すために、学校は、家庭、地域、関係機関等との連携を深める必要がある。

P T A組織、学校運営協議会(H27開設)、地域学校支援本部(H27開設)等で、協議する機会を設け、いじめ問題について地域、家庭と連携した対策を推進する。

また、警察や児童相談所等との適切な連携を図るため、生徒指導推進協議会、少年非行防止推進委員会の組織等を活用した情報交換会や連絡会議を開催するなど、平素から情報の共有を図る必要がある。

教育相談の実施に当たっては、必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、医療機関等の専門機関との連携を図り、学校以外の相談窓口についても児童生徒及び保護者に周知するなど、情報の共有や事案への対応についての連携体制を構築しておくことが求められる。

## 2 いじめの防止等のための具体的な取組

### (1) 大槌町教育委員会における施策

①互いの立場や考え方を尊重し合い、社会の一員として共に生きる豊かな心と感性の醸成を育むために、全教育活動を通じた道徳教育やふるさと教育の充実を図る。

ア 道徳教育の年間計画に基づく指導

イ 人との関わりを大切にふるさと科の充実

ウ 地域とともにある学校づくり(コミュニティ・スクール)の推進

②いじめの早期発見及び実態把握のための定期的な調査等を年間指導計画に基づいて実施する。

ア 児童・生徒アンケートの実施(12月)

イ 定期的にいじめアンケートを実施する。

③児童生徒、保護者、教職員が、いじめに係る相談を行うことができる体制を整備する。

ア S C、S S Wの配置

- イ 各学校における相談の受入体制の整備及び町への報告・連絡体制等の確立
- ④インターネット上のいじめを防止し、効果的に対処するために必要な措置を講ずる。
  - ア 民間団体や事業主を含めた関係機関と連携して実態把握に努める。
  - イ 情報モラル指導の充実のための指導資料等を提供する。
  - ウ 他市町委員会との情報共有と連携を図る。
- ⑤いじめの防止やいじめ問題に関する課題解決に資するための研修を実施する。
  - ア 町生徒指導研修会の実施  
(組織) 生徒指導主事(小・中学校、高等学校)、教育委員会、役場福祉課、児童相談所、警察、保護者、地域の代表、**幼保の代表**
  - イ 町生徒指導推進協議会や釜石・大槌地区生徒指導連絡協議会等の活用
- ⑥児童生徒が主体的に行ういじめ防止に資する活動への支援や、児童生徒、保護者、教職員等の意識啓発について必要な措置を講ずる。
  - ア 各中学校区の生徒会の交流
  - イ 人権教育の充実
  - ウ P T A組織、学校運営協議会、地域学校支援本部との連携
- ⑦その他
  - ア 「大槌町いじめ対策委員会」の開催における費用及びその他の関連事業に対しては、必要となる財政上の措置及びその他の措置を講ずる。

## (2) 学校における取組

### ① 学校いじめ防止基本方針の策定

学校は、国又は県の基本方針及び大槌町いじめ防止基本方針を参考にして、自らの学校として、どのようにいじめの防止等の取組を行うかについての基本的な方向や、取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」として定める。(第13条) なお、学校において定めた基本的な方針については、各学校の生徒指導の全体的な計画の中に適切に位置付けるほか、児童生徒、保護者、地域に対しても積極的に公表し、その理解を得るように内容について必ず入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明する。

### ② 校内組織（「いじめ対策協議会（仮称）」等）の設置

学校は、複数の教職員、その他必要に応じて専門的な知識を有する外部専門家等より構成されるいじめ防止等の対策のための組織を置く。(第22条)

※ 設置においては、以下の事項について留意する。

・構成員は、校長、副校長、教務主任、生徒指導主事、学年主任、養護教諭など複数の教職員とする。また、必要に応じて、スクールカウンセラー（心の教室相談員、学校派遣相談員）、学校評議員、保護者代表、警察官経験者などの中から、教職員以外の外部専門家等を加える。

・児童生徒や保護者、地域住民等が、相談や通報ができる「いじめの相談窓口」等を設置するなど、いじめの情報の収集における方策とともに、情報の把握や共有方法と支援体制の具体について示す。

・各学校のいじめの防止等の取組についてP D C Aサイクルで検証を担う役割を果たす。

### ③学校いじめ防止基本方針の内容

学校基本方針には、「いじめに対する基本的な方針」を基に、「いじめの防止」、「早期発見」、「いじめに対する措置」を主な項目として、「保護者や地域との連携」、「関係諸機関との連携」等について、各校の実情に応じて明示する。

※「学校いじめ防止基本方針」は、次の項目を設定し別紙様式を基に作成する。  
なお、「いじめの防止」、「早期発見」、「いじめに対する措置」については、以下に示す事項等に留意し作成する。

#### ア 「いじめの防止」について

- (ア) いじめ防止に関わる組織・体制づくりと校内研修の充実
- (イ) 自己有用感や自己肯定感を育てる「わかる授業」の実践
- (ウ) 道徳教育やふるさと科の充実
- (エ) 小中一貫の交流を生かした好ましい人間関係の形成

#### イ 「早期発見」について

- (ア) 複数教員による複眼的な児童・生徒の観察
- (イ) 定期的なアンケート調査や教育相談の実施
- (ウ) 生徒や保護者からの相談が日常的に受けられる相談体制の確立  
(教員・SC・SSW)

#### ウ 「いじめに対する措置」について

- (ア) 組織的な情報の共有及び関係諸機関への迅速な報告等の体制の確立
- (イ) いじめ被害児童生徒又はその保護者への支援及び加害児童生徒等への対応
- (ウ) 児童生徒、保護者等への働きかけ等の具体的方策の確立
- (エ) インターネット上のいじめに対する対策

### ④学校運営協議会等の活用

保護者や地域住民が学校運営に参画する「学校運営協議会」等や青少年の健全育成を目指す「少年非行防止推進委員会」等を活用し、いじめ問題など、学校が抱える課題を共有し、地域ぐるみで解決する仕組みづくりを推進する。また、いじめの予防・早期発見についての取組について学校評価を実施する。

## 3 重大事態への対処

### (1) 重大事態の発生と調査

#### ①重大事態の認定、調査組織の設置、報告等

いじめが重大事態と認められる場合、学校は速やかに事実関係を明確にするための調査を行い、教育委員会に報告する。教育委員会は、町長に報告する。

重大事態（第28条第1項第1号、第2号）

- ・生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ・相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

## ②調査の主体、組織、方法等

調査は、「大槌町いじめ対策委員会」又は学校の「いじめ対策協議会」が行う。調査の主体については、教育委員会が判断する。いずれの場合も、調査は教育的配慮に基づき、児童生徒の人権や個人情報保護等に十分留意した上で、児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査等により行う。

## ③調査結果の報告及び提供

調査結果については、速やかに町長に報告する。また、調査によって明らかとなった事実関係、その他必要と認められる情報は、その経過も含め、いじめを受けた児童生徒又は保護者に対して、プライバシーの保護に十分配慮し、適時、適切に提供する。

### 調査結果の提供

- ・関係する児童生徒やその保護者への継続的な支援、指導方法等について
- ・重大事態に至った要因、経過、学校の対応等について

## (2)調査結果の報告を受けた町長による再調査及び措置

### ①再調査

ア 町長が、重大事態への対処または同種の事態の発生防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、教育委員会または学校による調査について調査する。

### ②調査結果の提供及び報告

- ア いじめを受けた子供及びその保護者に対し情報を適切に提供する。
- イ 調査結果を議会に報告する。
- ウ 調査結果を踏まえ必要な措置を講ずる。

### ③調査結果等の取扱い

- ア 関係する児童生徒及びその保護者への継続的な支援、指導、助言等に活用
- イ 同様の事態が再度発生することのないよう、当該学校及び各学校の指導の改善に活用する。

# 大槌町立小中学校及び義務教育学校における学校運営協議会に関する規則



# 大槌町立小中学校及び義務教育学校における学校運営協議会に関する規則

策定 平成27年3月26日 教育委員会規則第3号  
一部改正 平成28年3月24日 教育委員会規則第2号  
一部改正 令和3年5月26日 教育委員会規則第3号

## (趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の5の規定に基づき大槌町立小中学校及び義務教育学校（以下「学校」という。）に設置する学校運営協議会（以下「協議会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (設置)

第2条 大槌町教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、保護者及び地域の住民等（以下「地域住民等」という。）がその地域の学校の運営に積極的に参画することにより、地域住民等の意向を学校の運営に的確に反映し一層地域に開かれた信頼される学校づくりを実現するため、当該学校の運営に関して協議する機関として、指定する学校に協議会を設置することができる。

## (指定)

第3条 教育委員会は、次に掲げる事項に照らし適当と認めるときは、協議会を設置する学校（以下「指定学校」という。）を指定することができる。

- (1) 地域住民等が学校の運営に積極的に参画することにより、学校と地域住民等が協働して、創意工夫と特色ある学校づくりを行うこと。
- (2) 学校と地域住民等が連携協力し、学校を核としたコミュニティづくりを進めること。
- 2 校長は、前項の指定を受けようとするときは、教育委員会に申請することができる。
- 3 教育委員会は、第1項の指定に当たっては、校長、地域住民等の意見を反映するよう努めなければならない。
- 4 第1項の指定の期間は、4年以内で教育委員会が定める。ただし、教育委員会は、当該期間を更新することができる。

## (委員)

第4条 協議会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。

- (1) 当該指定学校（第17条に規定する学園を構成する指定学校にあっては、学園を構成するすべての指定学校を含む。以下この条において同じ。）に在籍する児童又は生徒の保護者
- (2) 当該指定学校の所在する地域の住民
- (3) 当該指定学校を卒業した者その他の当該指定学校に関係を有する者
- (4) 当該指定学校の校長
- (5) 学識経験者
- (6) 関係行政機関の職員
- (7) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が適当と認める者
- 2 当該指定学校の校長以外の委員については、当該指定学校の校長が推薦することができる。
- 3 前項の推薦に当たっては、当該指定学校の校長が委員の候補者を公募することができる。
- 4 教育委員会は、第2項の推薦があったときは、これを尊重して委員の選考を行うものとする。ただし、当該推薦のあった者以外の者を選考することを妨げない。

- 5 委員の定数は、15 人以内で教育委員会が定める。
- 6 委員の辞職等により欠員が生じたときは、教育委員会は新たな委員を任命することができる。
- 7 委員は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 3 条第 3 項第 2 号に規定する非常勤の特別職職員の身分を有する。

（任期）

第 5 条 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、引き続いて 8 年を超えて在任しようとする場合については、教育委員会で協議する。

- 2 前条第 6 項の規定により新たに任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 前 2 項の規定にかかわらず、当該指定学校の指定の期間が満了したとき、又は指定が取り消されたときは、委員は、その身分を失う。

（守秘義務等）

第 6 条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

- 2 前項のほか、委員は、次に掲げる行為をしてはならない。
  - (1) 協議会の運営に著しい支障を来すような行為
  - (2) 営利行為、政治活動、宗教活動等に委員としての地位を不当に利用する行為
  - (3) 委員の職の信用を傷つけ、又は委員の職全体の不名誉となるような行為

（委員の免職）

第 7 条 教育委員会は、委員が退職を願い出たときのほか、委員が次の各号のいずれかに該当するときは、その職を免ずることができる。

- (1) 前条の規定に違反したとき。
- (2) 心身の故障のため、職務を遂行することができないとき。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、その職に必要な適格性を欠くとき。

（会長及び副会長）

第 8 条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。ただし、当該指定学校の校長を会長又は副会長に選出することはできない。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 5 会長及び副会長の任期は、1 年とし、再任を妨げない。ただし、引き続いて 8 年を超えて在任することはできない。

（基本的な方針等の承認等）

第 9 条 指定学校の校長は、次に掲げる事項について、毎年度基本的な方針等を作成し、協議会の承認を得るものとする。

- (1) 当該指定学校の教育目標及び学校経営方針に関すること。
- (2) 当該指定学校の教育課程の編成に関すること。
- (3) 当該指定学校の組織編成に関すること。
- (4) 当該指定学校の予算の編成及び執行に関すること。
- (5) 当該指定学校の施設、設備の管理及び整備に関すること。
- (6) 前各号に掲げる事項の前年度運営実績報告に関すること。

- 2 指定学校の校長は、前項の規定により承認を得た基本的な方針等に沿って、その権限と責任において学校の運営を行わなければならない。

(運営等に関する意見)

第10条 協議会は、当該指定学校の運営に関する事項（次項に規定する事項を除く。）について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。

- 2 協議会は、当該指定学校の職員の採用その他の任用に関する事項（分限及び懲戒に関する事項を除く。）について、当該職員の任命権者に対して意見を述べるができる。この場合において、当該職員が県費負担教職員（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員をいう。）であるときは、教育委員会を経由するものとする。

(会議)

第11条 会長は、協議会の会議を招集する。

- 2 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 議決事項に利害を有する委員は、当該議決事項に関して議決権を有しない。
- 5 会長は、必要があるときは、当該指定学校の校長、その他の教職員から報告及び説明を求めることができる。
- 6 会長は、必要があるときは、校長と協議のうえ、委員以外の第三者に会議の出席を求め、意見を聞くことができる。
- 7 会長は、会議録を調製し、保管しなければならない。

(会議の公開)

第12条 協議会の会議は、公開とする。ただし、当該指定校の職員の人事に関する事項その他の事項について、出席委員の3分の2以上の多数で議決したときは、公開しないことができる。

- 2 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ会長に申し出なければならない。
- 3 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

(運営への参画促進、点検及び評価等)

第13条 協議会は、当該指定学校の運営について、地域住民等の理解、協力、参画等が促進されるよう努めなければならない。

- 2 協議会は、地域住民等に対して、その活動状況に関する情報を積極的に発信するとともに、地域住民等の意見、要望等を把握し、その運営に反映するよう努めなければならない。
- 3 協議会は、当該指定学校の運営状況について、点検及び評価を行うものとする。
- 4 協議会は、各年度終了後速やかに教育委員会に対して、協議会の運営状況等を報告しなければならない。

(指導又は助言)

第14条 教育委員会は、協議会の運営状況についての的確な把握を行い、必要に応じて協議会に対して指導又は助言を行うものとする。

(運営に必要な事項等)

第15条 協議会は、法令及び教育委員会が定める規則の範囲内において、協議会の運営に必要な事項を定めることができる。

- 2 協議会は、その定めるところにより、部会等の必要な組織を置くことができる。
- 3 協議会は、教育委員会に届出のうえ、別の名称を用いることができる。

(指定の取消し)

第16条 教育委員会は、協議会の運営が著しく適正を欠くことにより、指定学校の運営に現に著しい支障が生じ、又は生じるおそれがあると認められる場合には、指定を取り消すものとする。

(コミュニティー・スクール委員会)

第17条 教育委員会は、小・中一貫教育校（大槌町立学校管理運営規則（昭和43年大槌町教育委員会規則第8号）第35条に規定する小・中一貫教育校をいう。以下これを「学園」という。）において、学園の運営を円滑に推進するために必要な事項を協議する機関として、教育長、教育委員、学園を構成するすべての指定学校の協議会で組織するコミュニティー・スクール委員会を設置することができる。

2 コミュニティー・スクール委員会の委員長は教育長が務め、委員会を招集し、会務を総理する。

3 コミュニティー・スクール委員会の副委員長は各協議会の会長が務め、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代行する。

4 第1項の設置の期間は、学園を構成するすべての指定学校の指定の期間内とする。

5 教育委員会は、学園を構成するすべての指定学校の協議会の委員全員をコミュニティー・スクール委員会の委員に任命する。ただし、委員会への参加は、各協議会の会長が指名する委員に限る。

6 コミュニティー・スクール委員会の委員及び運営等については、第5条から第8条まで及び第11条から第15条までの規定を準用する。

7 コミュニティー・スクール委員会は、前条の規定により学園を構成する指定学校の一つが指定を取り消されたときは、解散する。

(委任)

第18条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、令和3年6月1日から施行する。

# 大槌町における部活動の在り方に関する方針



平成30年7月策定

令和2年12月一部改定

大槌町教育委員会

# 目 次

大槌町における方針策定の趣旨	・ ・ ・	1
1 適切な運営のための体制整備	・ ・ ・	2
（1）部活動の方針の策定等		
（2）指導・運営に係る体制の構築		
2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組	・ ・	5
（1）運動部活動における適切な指導の実施		
（2）文化部活動における適切な指導の実施		
3 適切な休養日等の設定	・ ・ ・	7
（1）部活動休養日及び活動時間の基準		
4 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術に親しむ環境の整備	・ ・ ・	9
（1）生徒のニーズを踏まえた部の設置		
（2）運動部活動における地域との連携等		
（3）文化部活動における地域との連携等		
5 学校単位で参加する大会等の見直し	・ ・ ・	11
6 部活動中の熱中症事故の防止等	・ ・ ・	11

## 大槌町における方針策定の趣旨等

- 本方針は、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（平成30年3月スポーツ庁。以下「運動部ガイドライン」という。）及び「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（平成30年12月文化庁。以下「文化部ガイドライン」という。）に則り、中学校（義務教育学校後期課程を含む。以下同じ。）における運動部及び文化部を対象として、本町の実情を踏まえ策定するものである。
- スポーツ・文化芸術等の分野においては、平成28年度の希望郷いわて国体・大会のレガシーを継承し、生涯にわたるスポーツ・文化芸術に親しむ基盤づくりなどに努めていくことが求められている。
- しかしながら、本町においても、生徒数の減少等により、学校単位での部活動運営が困難な状況が生じたり、学校外のスポーツ活動や文化的活動等に取り組む生徒が見られたりするようになっている。
- また、スポーツ医・科学の観点から、成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるような配慮や、教職員の勤務負担軽減に向けた取組が一層求められている。
- 部活動は、学校教育の一環として教育課程との連携を図り、生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであり、スポーツや芸術文化等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものである。異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒や教師等との好ましい人間関係の構築を図ったり、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりするなど、生徒の多様な学びの場として、また、部活動の様子を観察を通じた生徒の状況確認等、その教育的意義は高い。
- 本町においては、生徒の多様な学びの場である部活動の教育的意義を認識しつつ、今後においても持続可能な部活動とするため、本方針をもって、学校、保護者、地域、関係機関及び関係団体等が一体となって、望ましい部活動の実現に向けて取り組むものである。
- なお、今後については、特に次の点を踏まえ、適切な部活動体制を推進していくものである。

・部活動は、生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであり、参加を義務付けたり、活動を強制したりしないよう、留意すること。

・大会で勝つことやコンクール等の上位入賞のみを重視し過重な練習を強いることがないよう、生徒の健康面やスポーツ医・科学の観点を踏まえた指導を行うとともに、体罰や生徒の人格を傷付ける言動等の根絶を図ること。

・過度の練習が生徒の心身に負担を与え、部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うこと等を正しく理解すること。

- また、町教育委員会は、本方針に基づく各学校の取組について、定期的に状況を把握し、関係者の協力を得ながら、課題解決に向けて継続的な取組を行う。

## 1 適切な運営のための体制整備

### (1) 部活動の方針の策定等

ア 大槌町教育委員会は、運動部ガイドライン及び文化部ガイドラインに則り、「大槌町における部活動の在り方に関する方針」（以下、「町の方針」という。）を策定する。

町の方針は、中学校における運動部及び文化部を対象として、本町の実情を踏まえて策定するものとする。

イ 校長（義務教育学校における学園長を含む。以下同じ。）は、町の方針に則り、毎年度、「学校の部活動に係る活動方針」を策定及び公表する。

部顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成し、校長に提出するとともに、当該部の生徒・保護者への情報提供を行う。

なお、練習時間を補完する等の目的で、部活動に引き続き同じメンバーにより行われる活動（父母会・スポーツ少年団等）（以下、「部活動を補完する活動」という。）については、生徒の生活リズムや健康面の配慮から、設置者の方針を踏まえた活動となるよう、校長及び部顧問は主催者と連携を図る。

ウ 大槌町教育委員会は、上記イに関し、各学校において部活動の活動方針・計画の策定等が効率的に行えるよう、教育委員会が示す様式例を参考にするなど、簡素で活用しやすい様式の作成等を行う。

## (2) 指導・運営に係る体制の構築

ア 校長は、生徒や教職員の数、部活動指導員<sup>註1</sup>の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の健康や安全の確保、教職員の勤務負担軽減の観点から、複数顧問の配置や臨時特設部の在り方等について検討し、適正な数の部を設置する。

なお、設置に当たっては、今後の生徒数の推移等を踏まえ、生徒、保護者や地域の関係者等との合意形成を図りながら、将来を見据えた取組を推進する。

イ 大槌町教育委員会は、各学校の生徒や教職員の数、部活動指導員の配置状況や校務分担の実態等を踏まえ、部活動指導員を積極的に任用し、学校に配置する。

なお、部活動指導員の任用・配置に当たっては、学校教育について理解し、適切な指導を行うために、部活動の位置付け、教育的意義、生徒の発達段階に応じた科学的な指導、安全の確保や事故発生後の対応を適切に行うこと、生徒の人格を傷つける言動や体罰はいかなる場合も許されないこと、サービス（校長の監督を受けること、生徒・保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止等）を遵守すること等に関し、任用前及び任用後の定期において研修を行う。

ウ 校長は、部活動顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教職員の他の校務分掌や、部活動指導員の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。

エ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部及び部活動を補完する活動等の活動内容を把握し、生徒が健康で安全にスポーツ活動や文化的活動等を行い、教職員の負担が過度とならないよう、適宜、指導及び是正を行う。

オ 校長は、部活動の指導方針（ねらい・指導体制・休養日や活動時間の設定等）について、教職員、部活動指導員、保護者、外部指導者等が共通理解を図る機会（部活動連絡会等）を設定する。

カ 大槌町教育委員会は、部顧問を対象とするスポーツ指導等に係る知識及び実技の質の向上並びに学校の管理職を対象とする部活動の適切な運営に係る実効性の確保を図るための研修等の取組を行う。

キ 大槌町教育委員会及び校長は、教職員の部活動への関与について、「学校における働き方改革に関する緊急対策（平成 29 年 12 月 26 日 文部科学大臣決定）」及び「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について（平成 30 年 2 月 9 日付け 29 文科初第 1437 号）」<sup>注2</sup>を踏まえ、法令に則り、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

---

注 1 部活動指導員

- ・ 学校教育法施行規則第 78 条の 2 に基づき、「中学校におけるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動（学校の教育課程として行われるものを除く。）に係る技術的な指導に従事する」学校の職員。（部活動指導に協力する「外部指導者等」とは異なる。）
- ・ 学校の教育計画に基づき、校長の監督を受け、部活動の実技指導、大会・練習試合の引率等を行い、校長は、部活動指導員に部活動の顧問を命ずることができる。
- ・ 学校教育について理解し、適切な指導を行うために、任用前及び任用後の定期において研修を受ける。

注 2 当該通知において、「部活動や放課後から夜間などにおける見回り等、「超勤 4 項目」以外の業務については、校長は、時間外勤務を命ずることはできないことを踏まえ、早朝や夜間等、通常の勤務時間以外の時間帯にこうした業務を命ずる場合、服務監督権者は、正規の勤務時間の割り振りを適正に行うなどの措置を講ずるよう徹底すること。」等について示されている。

## 2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

### (1) 運動部活動における適切な指導の実施

ア 校長及び運動部顧問は、運動部活動の実施に当たっては、文部科学省が平成25年5月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」に則り、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む。）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。大槌町教育委員会は、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、学校保健安全法等も踏まえ、適宜、支援及び指導・是正を行う。

イ 運動部顧問は、スポーツ医・科学の見地からは、トレーニング効果を得るために休養を適切に取ることが必要であること、また、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解し、競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を工夫して行う。

また、運動部顧問は、生徒とコミュニケーションを十分に図りながら、生徒が体力を向上させ生涯を通じてスポーツに親しむ基礎を培うとともに、バーンアウトすることなく技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう、スポーツ医・科学の見地を踏まえ適切な指導を行う。

その際、専門的知見を有する保健体育担当教員や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

ウ 大槌町教育委員会は、各学校において、上記ア及びイに基づく指導を行うことができるようにするために、中央競技団体等が作成する指導手引の活用推進及び指導資料の作成等、必要な支援を行う。

### (2) 文化部活動における適切な指導の実施

ア 校長及び文化部顧問は、文化部活動の実施に当たっては、文化庁が平成30年12月に作成した文化部ガイドラインに則り、生徒の心身の健康管理（障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。県教育委員会及び学校の設置者は、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、適宜、支援及び指導・是正を行う。

イ 文化部顧問は、生徒のバランスのとれた健全な成長の確保の観点から休養を適切に取る必要があること等を正しく理解するとともに、生徒の芸術文化等の能力向上や、生涯を通じて芸術文化等に親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、技能等の向上や大会等での好成績、地域の行事や催し等への参加などそれぞれの目標を達成できるよう、分野の特性等を踏まえた合理的でかつ効率的・効果的な練習・活動等の積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

また、専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等との連携・協力し、発達の個人差や成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

### 3 適切な休養日等の設定

#### (1) 部活動休養日及び活動時間の基準

ア 部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるようにすること。

運動部においては、スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間に関する研究<sup>注3</sup>も踏まえ、次の通りできるだけ短時間で、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

文化部においても、望ましい生活リズムや多様な活動を行うことができるよう、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

#### 大槌町の部活動休養日及び活動時間の基準

##### 【中学校】

- 週当たり2日以上（平日1日以上、週末1日以上）の休養日を設ける。
- 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日は3時間程度とする。

- ・ 部活動を補完する活動（父母会・スポーツ少年団等）が行われる場合は、部活動と合わせて基準（休養日・活動時間）を超えない活動とする。
- ・ 長期休業中は、学期中に準じた扱いとする。
- ・ 生徒が多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。
- ・ 部活動休養日に大会参加等で活動した場合は、他の日に振り替える。
- ・ 学校の休業日に大会参加等で、基準とする活動時間を上回った場合は、他の日の活動時間を調整する。

イ 大槌町教育委員会は、1（1）に掲げる「町の方針」の策定に当たっては、運動部ガイドライン及び文化部ガイドラインにおいて設定された「部活動における休養日及び活動時間」の基準を踏まえるとともに、県の方針の基準を参考に、休養日及び活動時間等を設定し、明記する。また、下記ウに関し、適宜、支援及び指導・是正を行う。

ウ 校長は、1（1）に掲げる「学校の部活動に係る活動方針」の策定に当たっては、運動部ガイドライン及び文化部ガイドラインにおいて設定された「部活動における休養日及び活動時間」の基準を踏まえるとともに、「町の方針」に則り、部活動休養日及び活動時間等を設定し、公表する。また、各部の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底する。

エ また、大槌町教育委員会や学校において、定期試験前後の一定期間（例えば、一週間）等、各部共通、学校全体、町共通の部活動休養日を設けることや、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安、参加する大会数の上限の目安等、地域や学校の実態を踏まえた設定について検討を行う。

---

注3 「スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間について」（平成29年12月18日 公益財団法人日本体育協会）から抜粋

- ・ ジュニアアスリートの育成に関して、保護者やコーチ等の関係者は、適切な栄養、十分な睡眠、学業、心身の健康と社会活動への参加等を含めた、バランスの良いライフサイクルで過ごすことができるようにすること、練習量を制限し、楽しく満足して活動ができるようにすること等を提言している。（国際オリンピック委員会「エリートジュニアアスリートに対する声明」2008年）
- ・ ジュニアアスリートの心身の回復という観点からは、少なくとも週に1、2日はスポーツ活動を全く行わない休養日を設けること等を提言している。（米国小児学会「ジュニアアスリートにおけるスポーツ障害、オーバートレーニングとバーンアウトについて」2007年）
- ・ 16時間／週以上のトレーニングを行うと、医療ケアを必要とするスポーツ障害のリスクが高まることに留意すべきであること等を提言している。（アメリカ臨床スポーツ医学会「ジュニア期のスポーツ障害とバーンアウトに関する声明」2014年）
- ・ 16時間／週以上のスポーツ活動をしている女子は、16時間／週未満の女子に比べて疲労骨折の罹患率が約2倍であった。（Loud KJ, et al 「Correlates of Stress Fractures Among Preadolescent and Adolescent」2005年）

## 4 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術に親しむ環境の整備

### (1) 生徒のニーズを踏まえた部の設置

ア 校長は、運動・スポーツの苦手な生徒や障がいのある生徒等でも、友達と楽しめたり、適度な頻度で行えたりする運動部の設置や、芸術文化等に親しめたり、友人とのコミュニケーションや自己肯定感を高める居場所としての文化部の設置等、多様なニーズを踏まえ、生涯にわたるスポーツ・文化芸術に親しむ基盤づくりに向けた取組を推進する。

イ 大槌町教育委員会及び校長は、学校外のスポーツ活動や文化的活動に取り組む生徒に配慮した取組を推進する。

ウ 大槌町教育委員会は、生徒数減少等の地域の実情を踏まえ、単一の学校では特定の競技の運動部を設けることができない場合には、生徒のスポーツ活動の機会が損なわれることがないように、複数校の生徒が拠点校の運動部活動に参加する等、合同部活動等の取組を推進する。

また、文化部活動についても、生徒の活動の機会が損なわれることがないように、複数校の生徒が拠点校の文化部活動に参加する等、合同部活動等の取組を推進する。

なお、複数校合同チーム及び団体の参加資格等の見直しが行われるよう、必要に応じて、関係団体等との連携を図る。

### (2) 運動部活動における地域との連携等

ア 大槌町教育委員会及び校長は、生徒のスポーツ環境の充実の観点から、学校や地域の実態に応じて、地域のスポーツ団体、総合型地域スポーツクラブ及びスポーツ少年団等との連携、保護者の理解と協力等による、学校と地域が共に子供を育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ環境整備を推進する。

イ 大槌町教育委員会は、部活動指導員の任用・配置や、運動部顧問等に対する研修等、スポーツ指導者の質の向上に関する取組について、関係機関及び関係団体等との協力体制の充実に努める。

ウ 大槌町教育委員会及び校長は、学校と地域・保護者が共に子供の健全な成長のための教育、スポーツ環境の充実を支援するパートナーという考え方の下で、地域と連携した取組を推進することについて、関係者や保護者の理解と協力を促す。

### (3) 文化部活動における地域との連携等

ア 大槌町教育委員会及び校長は、家庭の経済状況にかかわらず、生徒が芸術文化等の活動に親しむ機会を充実する観点から、学校や地域の実態に応じて、地域の人々の協力や体育館や公民館、社会教育施設の活用や芸術文化関係団体・社会教育関係団体等の各種団体との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等による、学校と地域が共に子供を育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した形での地域における持続可能な芸術文化等の活動のための環境整備を進める。

イ 各分野の関係団体等は、大槌町教育委員会と連携し、学校と地域が協働・融合した形での芸術文化等の活動を推進するとともに、大槌町教育委員会等が実施する部活動指導員の任用・配置や、文化部活動の指導者等に対する研修等、芸術文化等の活動の指導者の質の向上に関する取組に協力する。

ウ 大槌町教育委員会及び校長は、学校と地域・保護者が共に子供の健全な成長のための教育、芸術文化等の活動に親しむ機会の充実を支援するパートナーという考え方の下で、こうした取組を推進することについて、保護者の理解と協力を促す。

## 5 学校単位で参加する大会等の見直し

ア 大槌町教育委員会は、合同部活動等に係る参加規程や大会等の規模及び日程の在り方等について、関係団体と連携を図りながら検討し、本町の実情や生徒や部顧問の負担等を踏まえた取組を推進する。

イ 校長は、生徒の教育上の意義や、生徒や部顧問の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会等を精査する。

## 6 部活動中の熱中症事故の防止等

ア 校長及び部顧問は、部活動の実施に当たっては、生徒の健康状態の把握に努めるとともに気象情報等に留意し、適切に対応すること。

イ 大会や行事等の主催者は、高温や多湿時において大会の延期や見直し等、柔軟な対応を行うこと。なお、広域的な大会等で止むを得ない事情により開催する場合には、参加生徒の適切な選別、こまめな水分・塩分の補給や休憩の取得、観戦者の軽装や着帽等、生徒の健康管理を徹底すること。熱中症の疑いのある症状が見られた場合には、早期の水分・塩分の補給や体温の冷却、病院への搬送等、適切な対応を徹底すること。